

議 事 日 程 (第 2 号)

平成30年3月6日(火曜日) 午前10時 開議(補正予算審査特別委員会)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第2号 平成29年度遊佐町一般会計補正予算(第7号)

議第3号 平成29年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議第4号 平成29年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議第5号 平成29年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議第6号 平成29年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議第7号 平成29年度遊佐町水道事業会計補正予算(第4号)

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招委員 11名

出席委員 11名

1番	齋藤	武君	2番	松永	裕美君
3番	菅原	和幸君	4番	筒井	義昭君
5番	土門	勝子君	6番	赤塚	英一君
7番	阿部	満吉君	8番	佐藤	智則君
9番	高橋	冠治君	10番	土門	治明君
11番	斎藤	弥志夫君			

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	本宮茂樹君
総務課長	池田与四也君	企画課長	堀修君
産業課長	佐藤廉造君	地域生活課長	川俣雄二君
健康福祉課長	高橋務君	町民課長	中川三彦君
教育長	那須栄一君	教育委員会 教育課長	佐藤啓之君
農業委員会会長	佐藤充君	選挙管理委員会 委員長職務代理者	土門隆三君
代表監査委員	金野周悦君		

☆

出席した事務局職員

局長 富樫博樹 議事係長 鳥海広行 書記 高橋和則

☆

補正予算審査特別委員会

委員長（松永裕美君） おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開会いたします。

（午前10時）

委員長（松永裕美君） 昨日の本会議において補正予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分ふなれでありますので、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としまして、佐藤正喜選挙管理委員会委員長欠席のため、土門隆三委員長職務代理者が出席となっております。また、高橋会計管理者が欠席、その他、町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第2号 平成29年度遊佐町一般会計補正予算（第7号）、議第3号 平成29年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議第4号 平成29年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議第5号 平成29年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議第6号 平成29年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第7号 平成29年度遊佐町水道事業会計補正予算（第4号）、以上6件であります。

お諮りいたします。6議案を一括して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（松永裕美君） ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

なお、質疑に際しましては簡明にお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

では、補正予算の審査に入ります。

1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） おはようございます。早速本題に入ります。

第7号補正予算書の13ページです。13ページの一番上のところの5目総務企画費寄附金のうち、クラウド寄附金というふうに説明がされているわけですが、まずこれにつきまして概要をお話しいただきたいと思います。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

クラウドファンディングの寄附金ということで、1つが市民と協働、猫の不妊・去勢支援で動物と共生できる町へということで、この寄附金が116件、金額にしまして138万7,000円。あと、それから美しい黒松林を松くい虫被害から守りたいというクラウドファンディングにつきましては、合計で24件、43万4,000円の寄附をいただいております。合計で、2つのクラウドファンディング合わせました合計で140件、182万1,000円の寄附金をいただいております。当初予算100万円で計上しておりましたので、今回80万円を補正させていただいたという内容になってございます。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） わかりました。

伝え聞いたところによりますと、猫の不妊、去勢手術の支援の分については、目標を上回る寄附金が集まったということのようですけれども、一方で黒松保全に関する寄附金に関しては、残念ながら目標に達しなかったというふうに聞いておりますけれども、そこら辺はそれで間違いありませんか。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

松くい虫につきましては、11月から2月までの募集期間で、結果的に24件の寄附をいただいたという内容になってございます。残念ながらその目標金額に達しなかった部分につきましては、ある程度やっぱり松くい虫ということ自体が知名度がないのかなという、そういう認識を持っております。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） このことに関しては、先般2月8日の砂丘地砂防林の環境整備推進協議会の総会においても取り上げられまして、やはりこれは何とかしなくはいけないのではないかなというふうな話になったところです。今課長の話ありましたとおり、松くい虫の話は、正直申し上げて、確かに猫の不妊、去勢に比べれば、言っては何ですが、なかなかなじみが少ないということは確かだと思います。ただ、地域的な特性として、遊佐町にとってはやはり極めて重要な、やらなくてはいけないことだというふうに思うわけですが、何で募集をしたところ十分ではなかったのかということで確認したくてお聞きするわけなのですが、この件というのは窓口は企画課ではありますが、その出口の部分については産業課の管轄になるということにおいて、やはり入り口の部分においても産業課と連携をしてやる必

要も当然あるかなというふうに思うのですが、その入り口の段階、募集の段階で産業課との打ち合わせというのはどの程度されていたのかお聞かせいただきたいと思います。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

基本的な考え方としては、こっち、企画としてはそのクラウドファンディングの要するにサイトへの登録の事務を行っている、基本的な内容については産業課で担当すると、そういったすみ分けをして事務を行っているところであります。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 産業課とも打ち合わせをされているということでしたけれども、ただ実際のところ残念ながら目標に達しなかったということにおいて、これ補正の話ですのでお答えできる範囲で結構なのですが、今回具体的に目標に達しなかったということから、具体的にこういうふうになればよかったのではないかと具体的な改善点が恐らく見えてきたと思うのです。その改善点、今の段階、わかることで結構ですので、お答えいただきたいと思います。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたとおり、具体的な内容については産業課のほうで担当しているわけですが、けれども、企画サイドとしてみた今回寄附がそんなに多くいただけなかったという点を見たところ、私の考えといたしましてはやはり先ほども申し上げましたとおり松くい虫というのが町内、庄内の方はそういう認識、松くい虫というのは知っている方が多いと思いますけれども、やはり山形県でも内陸、それから全国的に見ればやっぱりまだまだ知られていないというのが現実でありますので、そういったところのアピールをもう少し工夫していく必要があるのではないかと考えております。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） スタートがというところであれですが、残念ながら結果に始まったのは確かでしょうけれども、逆に言えばこれから上向きかげんに持っていくことができるわけなのです。目標の倍も集まったりすると、それを維持するのも大変でしょうけれども、逆に低いところからスタートしたゆえに、頑張ろうかということになると思いますので、ぜひ具体的にさらに検討を重ねて、あと砂丘地砂防林の方々ともぜひ協議をして、いろんなやり方が出てくると思うのです、アイデアというのは。そこは常に打ち合わせをして進めていただきたいというふうに思います。

次に参ります。次は、15ページです。15ページの中ほどからやや下ですが、企画費のうちの9番旅費、訴訟代理人費用弁償等ということで100万円の減額というふうになっております。このうちお聞きしたいのは、等の部分ではなくて、訴訟代理人に関する部分ですので、このことに関しては私が調べたところ、訴訟代理人に関する部分に関しては60万円の減というふうに聞いております。なぜ60万円の減になったかと、訴訟代理人に関してですが、まずお聞かせいただきたいと思います。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

今回その旅費のマイナス100万円のうち、訴訟代理人の費用弁償については60万円のマイナスという内

容でございます。これは、6月補正に間に合わなかったために専決処分で90万円ほど補正をさせていただきました。その段階では、これにつきましては公害等調整委員会に出席するための費用弁償という内容でございますけれども、公害等調整委員会開催される回数が何回になるかわからない、ある程度想定の上で90万円を補正させていただきましたけれども、結果的にはうちの弁護人が参加したのは第3回から第4回、5回、合計3回ほどの費用弁償ということになりましたので、1回当たり約8万円ほどで済みますので、今回実際に使ったのが30万円ということで、残りの60万円を減額させていただいたという内容になってございます。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） まず、確認的にお聞きしたいのですけれども、算定根拠なのですけれども、費用弁償ということですので、これは町で1キロ何ぼだとか、1日当たり何ぼだというような根拠でお支払いしているのか、それとも弁護士からの請求があったものに関してお支払いしているのか、これどちらですか。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

東京までの費用弁償でございますので、基本的に飛行機代で算定をしております。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 東京の公調委に行ったということは、まずそれはそれでわかりました。ただ、それ以外にもいろいろ出張はされているはずなのです。どこまで出張に含めるかということですが、例えば山形地裁に行っているはずですが、きのうも口頭弁論あったはずですが、山形地裁に出かけた分というのは含まれないのでしょうか。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

今回の費用弁償については、その部分については含まれておりません。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） そうすると、山形地裁に行く分については別枠であるのか、あるいは訴訟代理人に既にお支払いしたお金の中に含まれているのか、どちらですか。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

それにつきましては、後ほど確認させてお答えをさせていただきますけれども、私の記憶では訴訟弁護士費用に含まれているという認識をしております。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） わかりました。

さらにその先の話なのですけれども、山形地裁に行く分はまずそれとして、公調委に行く分についてもわかりました。私なりに今回の裁判のもろもろを見ると、それ以外にも行くべき場所はあると思うのです。例えば全く同じではないのですけれども、採石に関する裁判をしているところ、あるいは終わった場所も含めてですけれども、全国にあるわけです。あるいは今回の採石問題に関するいわゆる科学的根拠となるデ

一々の収集をした研究機関というのは京都にあたり、あるいは先生がいる大学が名古屋にあたりするわけですので、当然そういうところにも行っているはずだというふうに思うわけなのですが、そこら辺の旅費の扱いというのはどうなっているのでしょうか。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

我々職員の出張については、一般旅費を持っておりますので、そちらで対応するということになります。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 今私がお聞きしたかったのは、弁護士も当然行っているはずだという趣旨でお聞きしたので、弁護士さんの旅費が公調委の分しか上がっていないということは、そこら辺をどう理解したらいいかお聞きしたいと思います。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

基本弁護士さんが独自の調査のために出張に行かれるというのは、そこは町の旅費から出すべきものではないという認識をしておりますので、そこは分けて考えております。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） わかりました。そうすると、弁護士さんが行ったとしても、町のこの費用弁償には出てこないもので、すぐにわかり得るものではないという今の課長の答弁でした。もっともそれについては補正から外れますので、これ以上はお話するものではありませんけれども、必要な旅費の措置というのは、これに関すること以外を含めても、それはちゃんとしていただきたいなというふうに思いまして、この項を終わります。

次に、19ページに参ります。19ページの中ほどですけれども、環境衛生費のうち積立金という項目があります。3,090万円ということで、予算の概要書には環境衛生事業積立寄附金ということで、寄附金3,000万円というふうに概要書には載っております。かなりまとまった金額の寄附金が今回されたようですけれども、この寄附金、どのような経緯で、これ本当貴重なお金ですので、いただけたのかという、そのまじく経緯をお知らせいただきたいと思います。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

この19ページの環境保全基金積立金と、その前の歳入にございます13ページになりますが、16款の寄附金のうち6目の環境衛生費寄附金に環境衛生事業寄附金3,000万円とございます。これと対応するものでございます。まず、この寄附金のほうから、歳入のほうから申し上げますと、これは町内、遊佐町出身の上場企業の会長さん、その前に社長さんを務めた方がお亡くなりになりまして、そのご遺族の方から環境保全事業に役立ててほしいということで3,000万円という多額の浄財を寄附金としていただいたというものでございます。その歳入をこの19ページの環境衛生費にありますとおり積立金として環境保全基金に3,000万円を積み、そのまま積み立てをさせていただいたと。来年度以降そのご意思に沿うような形で有効活用をさせていただきたいというものでございます。加えて、先ほど質疑されておったクラウドファンディングでの寄附部分のうち90万円をここで積立金に積み立てをさせていただいたと、合わせての3,090万

円でございます。

以上です。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） わかりました。概略わかりました。

念のためお聞きしたいのですが、3,000万円というまとまった金額ということはやっぱりすごく重たいと思うのです。それで、ひょっとしたらいわゆる遺族の方のお気持ちはまずそれとして、直接のご本人、亡くなったご本人の遺志、いわゆる残された志というのひょっとしたらあるのかなと思ったのです。環境保全はいいのだけれども、特にこれに使ってほしいというのがもしあったりしたのかどうか、そこをちょっと聞きたいと思います。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） そのご遺族の方は兄弟の方ですが、その方から寄附採納の申出書の提出をいただきました。そこにはご本人から、そのご遺族の方からその目的について記入をいただいているわけですが、環境保全事業にというふうな書き方でございました。実際にその寄附採納をする際、町といろいろやりとりをさせていただいたわけですが、その中では特にという部分でございましたが、水循環保全事業等に役立ててほしいというふうなお話があったと聞いております。

以上です。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） わかりました。

そうしますと、やはりそのご意思は十分尊重しなくてはいけないなというふうに思うわけですが、ただその3,000万円だけが別個に例えば別個の基金になるわけではなくて、ほかのお金と合算した形で基金になるということだと思っております。この事務的な流れとしては、問題というか、課題は、では具体的に実際どういうふうにご利用するかということに、これは将来的な話でしようけれども、なってくるわけなのですが、そこは補正の話ではあるのですが、やはりそれは確認はしたいと思うのです、この場で。もちろんおっしゃられる範囲で結構なのですが、それで、まずどういう機関で、機関というのは協議の場でその3,000万円を含めた基金を活用するのか。特に今回金額が大きかったものですから、あえてお聞きしたいと思います。どういう場でその3,000万円も含めた基金の使い道、使途を協議するご予定が具体的にあるのか、今現在あるのかと、ここをお願いします。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） 冒頭ありました環境保全基金に積み立てたということで、3,000万円を加えてプールする形でこの基金には合わせて5,700万円ほど積み立てという形になります。決して会計的にはおっしゃるとおり色ついているわけではございませんが、ここはしっかりと峻別をする形で、他に転用、使途することのないようにしっかりと管理していくというのが町の責務であろうというふうに考えております。その使途につきましては、例えば水循環保全事業に限って申し上げれば、所管する企画課、産業課。産業課においては、特に水循環保全条例の中で水循環保全計画というものの定めをしており、その中で例えば共存の森事業等に取り組んでいるということもございますので、そういった事業も含めて関係する課と連携をとりながら、先ほど申し上げたとおり寄附者の意思に反することのないように使途していきたい

というふうに考えております。

以上です。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤武君） わかりました。その点は、重々そのとおりにしていただきたいというふうをお願い申し上げます。

委員長（松永裕美君） これにて1番、齋藤武委員の質疑は終了いたします。

4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） おはようございます。それでは、私のほうからも何点が質問させていただきたいと思えます。

まずは、産業課のほうにご質問させていただきます。補正予算書の19ページ、款労働費、項労働諸費、目労働諸費、節負担金補助及び交付金、説明として就職資格取得支援助成金、こちらのほう当初予算では100万円の予算であったのですが、今回の補正にて50万円減額されております。就職資格取得支援助成金制度は、平成28年度より新設され、求職者の雇用促進並びに非正規雇用者の正規雇用への転換を支援するため、就職に役立つ資格の取得費用を助成することを目的とした制度であります。助成額は、対象経費の2分の1、上限額は10万円であります。就職に有利な資格取得や非正規雇用者のスキルアップによる正規雇用の道を開く大変ありがたい制度であると思えます。これに対する予算に対して、本補正で50万円減じられております減額要因と助成実績についてご説明願います。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

まず、減額理由につきましては、当初予算100万円ということで、28年度も当初予算100万円で行ってまいりました。29年度の予算編成の段階でも、まずはどのぐらいの活用をされる方出るかということも新規事業でしたので、まずは29年度も100万円ということで当初予算で組ませていただいたということでございます。内容としましては、平成28年度の決算額でも30万8,000円ほどということになりまして、今年度についても実績については全部で5名の方、この制度を活用していただいております。男の方4名、女性の方が1名ということで、男性の方の資格の内容としましては大型自動車の免許取得でありますとか、大型二種、それから大型特殊、牽引等の自動車免許、それからパソコンの実技講習ということと、あと電験3種ということで電気工事施工管理者の資格に直結する資格でございますけれども、そういったことでやってございます。取得をされてございます。女性の方は、介護職員の初任者研修というような形で、合計5件ということで、今現在30万円ほどあるのですけれども、今後年度末までふえるかなということで、50万円を減額させていただいて、50万円ということで予算残額を今見ているところでございます。

以上です。

委員長（松永裕美君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） この制度は、先ほども言いましたけれども、28年度に新設されたものであります。生産年齢層の人材の確保と人材の流出を防止する施策としては大変重要な施策だと思います。求職者にとっても雇用事業者にとっても大変ありがたい施策であります。ゆえにこの助成制度の周知が求められます。平成28年度制度新設から、いかにこの制度の周知に向け取り組まれてきたのか、また今後この制度の周知

に向けた取り組みをいかに展開しようとしているのかお聞かせ願いたいと思います。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

まず、周知の方法としましては、町の広報に年1回ほど掲載させていただいたということでございます。あと、ブランド推進協議会の事務局のほうにもチラシを置いて、来た方に対して周知を図っているということと、あとハローワークのほうにもこの要綱でありますとか、チラシを配布して周知を図っているところでございます。申し込みが昨年度4件、今年度5件ということなので、周知徹底を図るためにはやっぱり町内の方への周知ということが大切なことかと思えます。広報掲載の回数を多くしますとか、そういった方法で今後周知にも努めてまいりたいというふうに思います。

委員長（松永裕美君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） よろしく願いいたします。

この事業と似たような事業で、21ページ、款商工費、項商工費、目企業開発費、節負担金補助及び交付金、説明としては町中小企業技術者養成補助金というのがございます。今回の補正計上を合わせますと、これ平成29年度補正において当初の予算は120万円、3号補正で40万円の増額計上、5号補正、12月の補正で10万円の増額計上、今回の30万円を合わせると200万円となります。この200万円という額は、平成28年度の同補助金決算額116万8,058円に対してほぼ倍に近い予算計上となっております。この事業も町内の企業に従事している従業員のスキルアップのために大変有効に使われている事業であります。本年度においてほぼ倍とも言える補正計上をするに至った要因について報告願いたいと思います。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

この事業につきましては、各事業所さんからの申請件数が多いというのは昨年度から変わらないのですが、今年度特にふえた理由としましては、件数もふえました。28年度の決算の段階では51件ほどありましたけれども、2月末で同じ数なのですが、51件をオーバーしているということで、既に昨年度のほうを超えているということで、事業者のこれから申請の数も今見越しているということもございます。申し込みがあるという状態でございます。それと伴いまして、申請の研修の内容でございますけれども、やはり建設部門の研修の申し込みが多く、その中でも1級土木施工管理技士、技術者、それから1級建築のほうの設計、積算、製図、そういったものの研修コースに申し込みをされている方がありまして、こちらのほうの受講費用も経費が、受講費用がかなりかさむということで、マックスに到達しているという関係で、そういった内容で増額になっているものというふうに分析しております。

委員長（松永裕美君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 昨年度よりも10件ぐらいの申請数がふえ、そして取得にかかわる経費自体も昨年度よりも1件当たりの経費が高くなっている、それが要因で今回の補正計上であり、昨年度対比ほぼ2倍の事業費となっていること、了解いたしました。

この遊佐町中小企業技術者養成研修補助制度、これの要項を見ますと、これは補助率というのがその資格を取得するための旅費を含め、研修費を含めた3分の2の補助、先ほどのよりも補助率が高いわけです。そして、上限額は1社につき年額30万円となっております。ここを若干私ひっかかったのです。事業所と

というのは、5名ぐらいの従業員を雇用している事業所でも1社なわけです。そして、50人ぐらい従業員を雇用している事業所でも1社なわけです。そうすると、この規定でいくと、5人雇用していただいている事業所においてもこの補助金制度を利用するときにはマックスは30万円、50人雇用している事業所においてもマックスは年額30万円。これこの事業をやっぱり改善するというか、より進めていこうとしたときに、従業員数雇用規模においてそのマックス上限額を変えていくという必要はあるのではないかと思うのですけれども、そこら辺、そういうふうな形で改善することを提案したいと思うのですけれども、お考え聞かせてください。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

まず、この事業でございますけれども、正直なところ創設から始まりまして、この申し込みが多くなったということはいずれも状況かなとは思っているのですけれども、要綱の中でもありますとおり、1社当たり30万円の上限だよということになっております。これの要綱の趣旨としましては、やはり中小企業法に登録されている本当の小さい小規模の事業所さんからも対象になります。ある程度大きい事業所さんにも対象になるのですけれども、あまねくやはりそういった事業所さんに広く対応したいというような内容での要綱づくりをして進めてきた制度でございます。これにつきましては、何度も補正をされているわけですが、やはり財政措置の関係で、1社のマックスを多くするとやはり申請者に全て対応できるかという今問題も抱えているということもございますので、今のところはこの要綱の改正ということはちょっと考えてなくて、当初予算も同じ要綱で今積算をしているという状況でございますが、ただいま委員のおっしゃられたことも鑑みて、今後どうしていくか、そういったことも提案として承りたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（松永裕美君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） この制度、前のいわゆる制度、就職資格取得支援助成金にしても、この制度においても、先ほども言いましたけれども、若者、そして生産年齢人口と言われる就業者を育て、そして確保し、そして働き手の流出を防ぐという意味で雇用者にとっても事業主にとってもウイン・ウインな制度であると思います。ぜひ極めて重要な施策であると考えますので、前者のほうは周知の徹底と、後者のほうは改善を望みまして、この項は終わらせていただきます。

次、移らせていただきます。教育課のほうにお尋ねいたします。24ページ、款教育費、項保健体育費、目社会体育施設費、節工事請負費、説明として施設整備工事費、内容を伺ってみますと、農業者トレーニングセンターの雨漏りの改修であるという補正であります。金額的に99万4,000円が計上されております。この農業者トレーニングセンターの改修工事、以前にもあったな、同じような雨漏り対策として以前も補正で計上されたことがあったなという形で調べてみますと、平成23年の8号補正、3月の補正でありました。トレーニングセンター雨漏り補修改修工事費100万円、設計委託料9万1,000円ですか。これ23年というと、ほぼ7年ほど前のことでもあります。トレーニングセンター自体が築何年であるのかなとちょっと調べてみますと、農業者トレーニングセンターは昭和51年開設以来、築43年経過している施設です。23年度の補正のときも施設の延命的な処置を図るために同じような工事がなされておりますけれども、23年のと

きもいわゆる改修を重ねて施設の延命策を続けていくのか、それともいつそ改築したほうがいいのではないかという議論がこの場でなされたことを記憶いたしております。今回の施設整備工事費は、施設延命を目的とした予算措置であります。施設の現状を見れば、改築を検討すべき時期に来ているのではないかと思いますけれども、いかがお考えですか。

委員長（松永裕美君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

確かに委員のおっしゃるとおりトレーニングセンターの改修については、以前も横殴りの風のために雨漏りをして、延命的な措置として改修してきた経過がございます。屋根について大規模改修を行いますと、上からすぼんと覆いかぶせるような格好にしないと雨漏りは直せないという話も以前聞いておりますし、そういった場合の改修費用については億単位のお金がかかるという話も伺っております。今後も、現在柔剣道でありますとか空手の関係の皆さんが利用されておりますし、今補修を行うのは南側の生涯学習センター側でありますので、前回の改修とは違う場所になりますが、そちらのほうも利用者が今現在もおりますので、そういう関係では新たな施設を建設すると、また大層なお金がかかりますので、今の現段階といたしましては応急的にまずは雨漏りを補修しながら利用者に使っていただくという方向で考えておりますし、将来的に学校の適正整備関係もございますので、それらの施設等の利用もあわせて長期的に考えてみないとその解決には至らないのかなと思っております。

委員長（松永裕美君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） あの施設、どのような方々が利用しているのかというふうに調べてみますと、今課長から答弁があったように空手とか柔道とか、いわゆるどちらかという遊佐町の武道館的な意味合いの色合いが強いのかな。そして、中にはトレーニング施設みたいなものも併設されておまして、先日行ったときも二、三名の方が利用されておりました。定期的にこの雨漏りの心配が起こるようであると、やはりまずい。今回屋根の雨漏り改修ということで、それなりの足場などを組んで改修工事が進められると思うのですけれども、日ごろ見ることのできない屋根の状況みたいなものをやっぱり今回の工事の際にしっかりと点検していただいて、そしてできることならばほかの部分も大分雨漏りしそうな場所があるのではないかなというふうな点検結果ができたときは、やっぱり施設の延命化を今のところ目指すのだというふうなお話ですので、点検作業をやはりその現場を見るということは足場を組んだときでないとなかなかできないことですので、しっかりとやった上で工事が進められることを期待いたします。

次、移らせていただきます。同じ教育課、予算書の23ページ、款は教育費、項は社会教育費、目は文化財保護費、節は委託料、説明として事業調査委託料等として60万円が減額されております。内訳は、旧青山本邸回線切りかえ委託料、こちらが30万円の減額、そして小山崎遺跡発掘事業調査費として30万円減額され、60万円の総額の減額であります。小山崎遺跡発掘事業調査30万円の減額補正の内容を伺うと同時に、12ページの埋蔵文化財調査活用事業補助金の20万円の減との関連性も含めご説明願います。

委員長（松永裕美君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

23ページの文化財保護費の30万円の減額、事業調査委託料等の内訳ということでございますが、小山崎遺跡から出土しておりました土壌については、これまで古代の森研究者の吉川さんに依頼をして分析をし

ていただいております。その委託をしております吉川先生のもとには、東北管内の各自治体のほうから多くの分析依頼が舞い込んでいるという状況がありまして、これまで町のほうで依頼している分も分析はしていただいたわけでありましたが、ことしに入ってから、もうこれ以上の分析はできないというお話をいただいたということで、今後の分析が、予算はまだ残っておるところでありましたけれども、分析できないという結果がわかりましたので、その分として残っている30万円を減額をさせていただいたところでもあります。なお、歳入のほうで20万円の減額した部分については、国の2分の1補助がこういう文化財活用事業についていただいているところでもありますけれども、当初250万円ほどの事業費のうちの120万円の補助を予定しておったわけでありましたが、国のヒアリングを受けた段階で200万円事業として100万円の補助に減額された経過があります。その関係で20万円の差額を今回減額させていただいたということになってございます。

委員長（松永裕美君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 土壌調査に係る分の事業調査費の減額であるという話でありましたけれども、以前にもいわゆるあそこの遺跡から出土したものを含め、土壌もしっかりと保管した上で専門の方に調査していただくのだというお話もございました。今回の土壌調査の目的はいかなるものだったのでしょうか。

委員長（松永裕美君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

この件については、以前もお答えをしていたかとは思いますが、出土されましたカボチャの近似種の種が探せないという現状がございましたので、それらが出土したところの地層の部分の保存されている土壌につきまして何キ口が残っていたということで、今年度その部分の、もしかしたらそこから同じようなものが出てくるのではないかという希望もございましたので、その部分の土壌の調査、3.6キ口ほど今年度は吉川先生のほうから分析をしていただきまして、好運なことに、カボチャの近似種はなかったのですが、エゴマの近似種が見つかったということで、あと麻の花粉も発見されたというような貴重な報告もございましたので、ある程度探しておりましたカボチャの近似種についても可能性はあるかと思っておりますけれども、現在同じような地層の土壌は既に分析は終わりました、残っているものは保存用としてこれからもっておくものでしかございませんので、新たに分析を依頼するということになれば、再度発掘というか、掘り直しをして新たな土壌をまた分析してもらうというようなことになろうかと思っております。

委員長（松永裕美君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 保存していたカボチャの近似種と思われる種が発掘された近辺、その周りの土を保存しておいたもの、3.5キ口ほどのものをいわゆる専門家による調査事業を依頼し、ある程度調査結果が出たのだと思うのですが、同じような種がその残土の中から出てくるということは期待しようがないのかもしれませんが、やっぱり顕微鏡とか現在の調査技術によってカボチャの近似種の花粉みたいなものというのが発見されるというか、見つかるということもあり得たのだと思うのですが、そのような結果というのは今報告があった部分においてはなかったと理解してよろしいのでしょうか。

委員長（松永裕美君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） すみません。もう一度お願いしてよろしいでしょうか。

委員長（松永裕美君） 4番、筒井義昭委員。

4 番(筒井義昭君) 調査技術というのが非常に進歩しているのだと思います。顕微鏡の性能にしても、電子顕微鏡みたいなもので調査することが可能な時代になっているのだと思います。カボチャの近似種と思われるような種がその残土の保存していた土の中から見つかるということは無理かもしれないのですけれども、その近似種の花粉みたいなものもやっぱり調査できる、調べ上げることができるような調査技術になっていると思うのですけれども、カボチャの近似種の花粉みたいなものは見つからなかったというふうな理解でよろしいわけですか。

委員長(松永裕美君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) 先ほども申し上げましたけれども、カボチャの近似種の種は発見できませんでした。工ゴマの近似種の種は見つかったということでありまして、さらに麻の花粉、これも見つかった。非常に小さいものでありますので、花粉のDNA鑑定とか、そういうような科捜研のようにできないのかという私も確認はしましたけれども、縄文時代のものでありますので、そこまでは無理だというお話は担当のほうから聞いております。

委員長(松永裕美君) 4番、筒井義昭委員。

4番(筒井義昭君) これで最後になるかと思っておりますけれども、確認のため、紛失しているカボチャの近似種はいわゆる見つかったのか、まだ紛失の状況であるのか、報道などでないことを見ると、まだ紛失状況にあるのだと思っておりますけれども、その点について明確な答弁願います。

委員長(松永裕美君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

残念ながら今回行った土壌分析の結果もカボチャの近似種は発見できませんでしたし、そのほかテンバコという整理箱の中に紛れ込んでいるのではないかということで、作業員の皆様方から年間を通して調査、整理作業をしていただいておりますけれども、その中からも発見はされておられませんので、今のところは見つかっていないという状況になってございます。

委員長(松永裕美君) これで4番、筒井義昭委員の質疑は終了いたします。

3番、菅原和幸委員。

3番(菅原和幸君) それでは、私のほうから質問をさせていただきます。常任委員会の配置がえになって初めて補正の質問の席に立たせていただきます。一応文教産建常任委員会所属していますので、各総務厚生常任委員会、各課にわたって質問をさせていただきます。

きのう特別委員会の委員長のほうから議長宛てに議員報酬に関する報告があったわけですが、その中で自分なりに町の財政についていろいろ過去の勉強というかさせていただきます。その中で、余り3年もこういう立場になってから勉強していなかったのですが、いろいろ見ますと遊佐の財政状況は庄内の3町中でも、庄内だけにとらわれず財政状況はいい状況にあると改めて理解したところです。特に経常収支比率ですか、これについてはかなりいい状況にあると、そんな状況と理解をしたところです。

ということで、最初に町民課長のほうに質問させていただきますが、予算書の11ページになりますが、1款の町税、1項町民税、固定資産税、現年課税分ということの節になりますが、その中で3,600万円ほど固定資産税の増額の補正が提案されております。当初予算で6億3,200万円、今回の補正で3,600万円のプラスがあつて、6億6,800万円ほどの額でなります。比較して約5%ぐらいの増になるようですが、自分な

りに見ますと、ことしたしか固定資産税の見直しがあると認識しておりますが、年度当初に各町民の方に通知書を送られてきて、年何回だかに分けて納付になるということで、途中で増額になるということは余り意識していなかったのですが、基本的に固定資産税は土地、家屋、あと償却資産に大きく分けられると思いますが、この3,600万円の増額の中身について質問をさせていただきます。

委員長（松永裕美君） 中川町民課長。

町民課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

町税につきましては、今回が初めての補正ということで、年度末が近づきまして、最終的な決算の姿が見えてくる時期ということになりました。各税目についてこれまでの収入の状況から予算に対する増減を精査して、今回補正予算として計上をさせていただくということでありまして、お尋ねの固定資産税3,600万円増額になっておりますが、その内訳としましては土地が570万円、家屋が760万円、償却資産が2,270万円というふうなことでありまして、ほぼ3分の2が償却資産という状況になっております。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 償却資産がほとんどを占めているようですが、具体的にはどういう施設が要因となって2,270万円ほどになったのか。というのは、いろいろな企業の張りつけとか、例えば再生エネルギーでいきますと吉出のほうに太陽光とかいろいろ計画をされておりますが、たしかあれば3年間の特例措置があつて何割か減になっていると思うのですが、この補正で2,270万円ほど今プラスになったことの概要でいいですので、どういう部分がプラスになったのかなということで質問させていただきたいのです。

委員長（松永裕美君） 中川町民課長。

町民課長（中川三彦君） お答えいたします。

詳しい個別の施設について積み上げた分析というものまではないのですが、恐らくここ数年太陽光発電の施設については随分増設をされておりますので、そういったものが当初の予算を立てたときの試算に比較をして実績が多かったという部分が影響しているものと考えられます。

以上です。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 一応お金はふえるということで、入るほうがふえるということはいいわけで、非常に良好な状況にあるのかなと思います。

続きまして、総務課のほうにお尋ねをさせていただきますが、予算書の22ページになりますか。9款の消消費になります。進んできまして、5目の災害対策費、それで13節の委託料になります。補正で345万円の減額になっております。付記には設計監理委託料等ということでございます。それで、予算書のもとの当初予算見ますと788万円が当初予算で、今回約4割、45%くらいになりますか。それが減額になるということで、残りが443万円ほどになるようです。私、ちょっと自分なりに前のメモを見ますと、平成28年度は都市防災事業評価業務委託ということがあつたり、それから同じく津波想定見直しが県のほうであったことに対して、その後のハザードマップもたしか28年度でつくられたと、そう理解しております。特に平成29年度は、ちょっと常任委員会も変わったということで把握していなかったのですが、この345万円の減額のことが1つと、443万円ほどで何を実施されたのか、この2つについて質問させていただきます。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

345万円の減額でございますが、1つに遊佐分署改築工事に伴いまして、分署にあります防災行政無線、まだアナログであります。その機器のデジタル化工事を行います。今の本格工事に係るといったところでございますが、その工事の設計業務に当たって業者発注を予定しておりましたが、これ自前設計に切りかえたということで皆減となります。この分が315万円。それから、子局になりますが、集落に設置の防災行政無線、これも順次計画的にアナログ機器をデジタルに切りかえる工事を実施しているわけですが、その分署と同じように設計業務について自前設計に切りかえたというようなことで40万円皆減ということでの合わせての345万円でございます。ちょっと手元の資料が315万円と40万円というようなことで合わないのですが、この辺は後ほど修正を加えることになろうかなというふうに思います。何を実施したかということも含めて後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

以上です。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 今の答弁いただいた中で自前で設計されて皆減になったということですが、自前ということであれば、当然職員の方が当たられたと、そう認識されますが、そこもうちょっと詳細というか、詳しく説明いただければと。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） 過去といたしますが、近年の同等機器の整備に当たって、その実績をもって資料を整えて、あるいは必要なデータはやはり自前で取りそろえる。自前でといたしますが、専門の業者に調査をかけて取りそろえる形で自前で設計を組んで実行したということでございます。機器オンリーでございますので、土木工事だとか建築工事が係ると、そういった要素が含まれるといったものでなかったものでありますので、その辺は職員の手で実行できたという状況でありました。

以上です。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） ちょっと想定外の回答が来ましたので、今もう一度質問させていただきますが、ではこの無線のほうですが、管理者は町がなっているわけですか、それとも酒田地区の行政組合のほうになっている。例えばそういう資格がある、資格というか、職員がみずからやったということですが、例えば一般的な無線についてはたしか前の資格ですと特定行政無線に関する資格がないとそういうことできなかったという認識をしております。実は私の前おったところで、今でこそ携帯とかが主流ですが、前なかった時点で無線を入れるときに特殊無線技士の資格を持っていないとそういう対応ができないということが今の答弁でちょっとよみがえってきましたので、ちょっとそこについてこの項の最後に質問させていただきます。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） ただいまのお話は施工管理についてのお話ではないかなと思いますが、あくまでも工事を実施するに当たって、その入札に係る設計書作成業務でございますので、過去実績、近年の実績と申し上げたのは、同等品が町にありますので、それをもとにベースにして修正を少し加えた形で入札に付する設計書を作成したという内容でございます。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） すみません。了解というか、わかりました。

続きまして、健康福祉課のほうに質問させていただきます。10ページになります。一番上のところに11款の分担金及び負担金の欄がございます。その中で民生費の負担金のところの右のほうにずっと寄っていきますと、地域生活支援事業負担金、額は8万3,000円のマイナスでございますが、当初予算で15万2,000円ほどの計上額でありまして、大半、半分以上減って6万9,000円の事業費になるようです、最終的には。それで、基本的にこの事業につきましては私のちょっと予算書のメモ書き見ますと、鳥海学園というような記載があったものですから、この事業の中身、この概要について説明をいただければと思います。

委員長（松永裕美君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

予算書の歳入のところでは国の負担金ということでございます。歳出に対応するのが17ページの民生費、社会福祉総務費の委託料で記載がありますけれども、これにつきましては日中一時支援事業委託料ということで、実績見込みによる減額ということで、事業費の減額する関係で国の負担金も減額になるというふうなことでございます。事業の内容としましては、障がい者を一時的に預かることによりまして、障がい者の日中の活動の場の提供、さらにはご家族の方の就労支援や日常介護の負担軽減を図ると、そういった趣旨の事業であります。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） では、この15万2,000円というのは国費の負担ということで理解をしてよろしいかということですが、そういうことのように、いろいろ見ますと遊佐町の地域生活支援事業の実施に係る規則が町のほうで定めておるようです。その中の第2条にも町が実施すべき事業が10個ほどありまして、2項にも5つほどあります。その中で日常生活養護給付事業とか、あと今答弁いただきました日中一時支援事業とかいろいろあるようです。基本的にこの対象者の状況といいますが、どのぐらいの方が今現在いらっしゃるのか質問させていただきます。

委員長（松永裕美君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをします。

対象者については、今手元にはございませんので、後ほど答弁させていただきます。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 同じく先ほど17ページという言葉が健康福祉課長からちょっと出てまいりましたが、施設のほうの民生費の17ページの下のほうになります。13節の委託料としてマイナス50万円、20節の扶助費で50万円プラスと、これについては予算の科目のつけかえなのかどうか、それとも別の事業があったのか、その辺質問させていただきます。

委員長（松永裕美君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをします。

20節扶助費の50万円の増額については、先ほどの日中一時支援事業とはまた別の事業でございまして、これにつきましては日常生活用具給付費に係る不足分というふうなことでございます。具体的にはストーマ用装具新規申請者がふえたということでございまして、内容的には蓄便あるいは蓄尿のための袋、こう

いったものの支給のための扶助費になってございます。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 続きまして、同じく健康福祉課のほう、課長のほうに質問させていただきますが、18ページに進んでください。児童福祉費になります。いろいろ事業計画見ますと非常にわかりづらい名前がいっぱい羅列しております、この中のゆざっ子エンゼルサポート事業、前町長の答弁聞いたときにほかの行政からわからないように名前をつけたというようなことを伺ったことがございますが、当初予算ではこの節のところに詳細の明記がございませんでした。それで、町で出しております施策ですか、この施策のほうからいろいろ見ますと私立幼稚園の子育て支援事業、これ283万円ということでした。基本的に283万円から今の提案の200万円を減額しますと83万円ほどしか残らないわけなのですが、基本的にいろいろ見ますと、これ杉の子幼稚園、個別の名前出していいのかわかりませんが、そのようですが、この内容について質問させていただきます。

委員長（松永裕美君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

ゆざっ子エンゼルサポート事業につきましては、私立幼稚園のお子さんについて保育料のうち、ゼロ円か5,000円とする事業というふうなことでございまして、この対象となるおさんが減ったということであり、これにつきましては、いわゆる私立幼稚園の入園されるお子さんのうち、教育認定がいわゆるこのエンゼルサポート事業の対象になりまして、なるわけでございますけれども、教育認定ではなくて、保育認定を受けるお子さんのほうがふえていると、こういった関係から事業費としては減額になりましたので、不用額を減額をさせていただいたというふうなことでございます。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） ちょっと勉強不足なので、では減ったということはボリュームが減ったという認識でおったのですが、では今言ったように認定と保育でしたっけか。その割合が中で動いただけであって、パイが減ったということではないという理解でよろしいでしょうか。ここ質問させていただきます。

委員長（松永裕美君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） 教育認定ではなくて、保育認定のほうにふえているということから、このエンゼルサポート事業は教育認定のおさんが対象ということでございます。人数を申し上げますと、給食費ゼロとなっている園児につきましては、杉の子幼稚園さんで今14人というふうな実績でございます。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） わかりました。一応健康福祉課のほうについては、これで終わりたいと思います。

続きまして、企画課のほうに質問させていただきます。予算書の30ページになります。ちょっと今ページ数間違っただけでメモしまして申しわけございませんが、総務費の企画費の委託料、13節になります。遊佐P A T事業に関する内容でございますが、当初予算で3,772万6,000円ほどの額であったのですが、今回1,300万円ほど減額をする補正があります。はっきり言えば半分ほど減額になる、近い額になるわけです。かなり減額になりますが、今回前の予算編成の段階で、たしかこの事業の中に含まれるものが水循環に関する調査と、あと遊佐のP A T事業の基本構想委託に関して含んでいると、そのように自分の議案書のほうに走り書きしておりましたが、この1,300万円の減額の概要について企画課長のほうに質問させていただ

きます。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

今回測量調査等委託料ということでマイナスの1,300万円であります。内訳につきましては、このうちマイナスの1,200万円が遊佐パーキングエリアタウンの建設事業にかかわる測量調査等委託でございます、残りのマイナス100万円につきましてはふるさと納税の業務委託料ということで、管理システムの導入にかかわる減額の部分でございます。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 遊佐パーキングエリアタウン構想については、高速道路計画はあってもなかなか進んでこないということの認識は当然しておりますが、1,200万円ほど今減額となると。実は前の質問で、平成28年度で東北地域づくり協会、そちらのほうに遊佐P A Tに接続をさせるスキームづくりといいますか、それを委託するというようなことも行ったと、そのように理解をしておりますし、実は昨年2月、ちょうど1年前になりますが、その議会でも委託を先送りするために減額補正を提案して議決をしております。そんな中で、新たに29年度予算で2,000万円ほど計上して、今回に至っているわけですが、一応状況はわかりますが、見通しについて答えられる範囲で結構ですので、質問させていただきたいと思います。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

委員おっしゃいますとおり、当初予算でパーキングにかかわる部分の測量調査につきましては2,000万円ほど当初予算で盛らせていただいたと。基本設計、それから用地の測量等々の予算ということでお願いしましたけれども、今回まだ供用開始の時期が発表にならない。あと、まだP A Tの整備スキームが決まらないという状況において、その部分の執行については見送らせていただいたと。かわりに平成28年度もそうありますけれども、今年度も引き続きその整備スキームの検討業務ということで東北地域づくり協会のほうに委託をお願いしていたところであります。その分が約736万円ありますので、今回1,200万円を減額させていただいたわけありますけれども、見通しにつきましては今の予算の状況から見ますと、もう少しかかるのかなという状況でございます。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） おくれているという状況は、逆手にとれば考える時間がまだ十分にあるということでもとれますし、実はこの間、26日、たしかある協議会のほうで、宮城でしたっけ。登米のほうに視察を行かれたということも聞いておりますし、実は先日議運のほうの委員会でも米沢の道の駅と登米を見させていただくことができました。そうしますと、やはり2つを一緒に見るということは違いが非常にわかってきますので、先を越された感実はあったのですが、逆に言えば考える時間が十分にうちはあるのかなと。だからってゆっくりやるということではないのですが、おくれている状況を逆に逆手にとって、今後そういう設計に進んでいただければなと、そう思って、あくまでも補正の質問ですが、感じたところでございます。

次に、同じく企画の空き家対策につきまして、15ページになります。企画費の19節の負担金補助及び交付金400万円ほど一番下にありますが、定住住宅空き家利活用事業補助金約3分の1が減額になっており

ます。先日の副町長の一般行政報告書にも載っておりましたが、9号と10号ができて、9号につきましては3名の方が入所、入ったと、そういう状況でございますが、この400万円の減額の概要について質問させていただきます。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

リフォーム空き家の整備にかかわる負担金ということで、当初予算では3棟ほど計画をしておりましたけれども、1棟分の対象となる空き家が確保できなかったところでの減額でございます。今年度につきましては、9号住宅、それから10号住宅。10号住宅については、ただいま整備中でありまして、2棟を整備させていただくということで、3棟目は今回物件が見つからなかったために減額をさせていただくということでございます。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） この節の補正の案件なわけですが、ちょっと関連しまして質問させていただきますが、このほかにリフォーム支援事業、それから家財道具処分支援、あと空き家の相続手続の推進事業等を含めて約300万円ほど予算化されていると思いますが、本来補正の対象ではございませんが、その辺の進捗状況をちょっとあわせて質問させていただきます。進行状況といいますか。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

細かいデータにつきましては、今現在持っていませんけれども、リフォーム支援のかかわる部分、あと家財道具の処分支援についても、それぞれ移住者の方々から重宝な支援だということで利用をいただいているという状況でございます。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 状況は決算のほうで当然出てくるわけですので、そのようにしたいと思います。

それでは、一応もう一点質問の準備をしておったのですが、先ほどの1番の委員のほうから関連する内容でございましたので、このことについてちょっと1点だけ私も質問させていただきます。先ほど松くい虫の関係で、3カ月ほど、たしか11月から2月でしたと言ったのです。期間しかなかったということのようですが、ちょっと私も先ほどの意見と同じで、時間もありませんが、ちょっとPRといいますか、そこもやはり何か松くいと見ますとイメージ的に悪いのかなと、そんな状況も感じたものですから、よく環境とかという字句を入れると、反応はいいのですが、その辺について、この実質3カ月という、期間というのはあくまでもこのシステムというか、その状況なのか、それともクラウドファンディング上の何か制約があった3カ月かということが1点と、実はちょっとメモしました。去年の3月議会で1番の齋藤委員のほうから町の方については、これ可能なのかと、そういう質問を私メモしてまして、それについて先ほど1番、齋藤委員もおっしゃっていましたが、先日の砂防協の砂防林の会議の中で役員の方が皆さんもこれに頑張ってくださいというような発言もされたものですから、その辺について質問させていただきます。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

1点目のクラウドファンディングの期間の関係でございますけれども、今回このクラウドファンディングにつきましてはふるさとチョイスというサイトを利用して行っております。この3カ月というのは、そのふるさとチョイスでの取り決めでございます、期間が3カ月と定められております。松くい虫につきましては、今回昨年の11月の13日からことしの2月の10日までの期間ということで実施をさせていただきました。

あともう一点、町内の方もできるのかという点につきましては、前齋藤委員からの質問のときにはちょっと状況がわからなくて、そういう回答をしたと思っておりますけれども、その後町内の方でもできるということで、それにつきましてはことしの1月1日の広報でもお知らせをさせていただいたところであります。今回24件ほど43万4,000円の松くい虫の寄附をいただいたわけでありまして、そのうち町内の方からは6件、金額にしまして22万円の寄附をいただいているという状況でございます。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 一応町内の方から半分くらいいただいているということをご了解させていただきました。

以上をもちまして私の質問は終わります。

委員長（松永裕美君） これで3番、菅原和幸委員の質疑は終了いたします。

5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） 私のほうからも質問させていただきます。

7号補正予算の先ほど3番委員のほうからも質問ありました企画課のほう、15ページ、2款総務費、8目企画費の中の19節の負担金補助及び交付金の400万円の減になっておりますけれども、この事業は24年より始まった空き家バンク等を利用して町で350万円以内で水回り等を改修して住みたい人に、移住者に貸すという、そういう取り組みでしたけれども、26年から始めまして、26、27年と年間3棟ずつやってきました。28年が2棟しか見つからなかったと今の答弁で聞いておりましたけれども、その見つからなかった理由はどうしてなのかお聞きしたいと思います。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

今現在も空き家については調査中でありまして、近々最新のデータは出るのですが、ことし、平成29年の当初、初めの段階の数字によりますと、空き家が全部で506件ほどございます。そのうち活用できそうな空き家が224件ということでございまして、そのうち空き家バンクに登録していただいている件数が、その段階では21件でございます。その21件のうち、リフォーム空き家として提供していただける家屋がなかなか見つからないということでございます。活用できそうな空き家が224件ほどあるわけでございますので、できるだけ空き家バンクに登録をしていただいてリフォーム空き家の確保にも努めていきたいというふうに考えているところであります。

委員長（松永裕美君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） 空き家バンクというのももう少し周知していただきたいなと思っております。町内の方でも空き家バンクというのを知らない方もおりますので、広報等で周知していただきたいなと思っております。空き家は、先ほど課長の全部で506件ですが、町内で。そのうち6地区ありますけれども、

町の、吹浦地区が一番多いのです、空き家の率が。131件ほどあって、14%ほどが吹浦でした。ということで、空き家バンクに登録している21件の中からなかなか貸し手というのが見つからないと先ほどの答弁でしたけれども、水回り修理するのにもう材料も値上がっておりますし、350万円以内でどうなのか、その辺改修する家屋でも違うと思いますけれども、その辺業者のほうを圧迫するようなことはないのか、その辺お伺いいたします。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

今委員からあったように、実を言いますとなかなか350万円でくるむことが非常に難しい状況であります。水回り等々、生活に基本的な部分の改修に係るお金があるということで、今ことしにつきましては350万円から50万円ほどアップさせていただきまして、ただいま400万円で運用をしているという、支出をしているという状況でございます。

委員長（松永裕美君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） ただいま50万円アップして400万円という答弁をいただき、ほっとしております。やはり貸す人も借りる人も、それからリフォーム業者ももう良好な関係でありたいと思いますので、その辺を酌んで取り組んでいただきたいなと思っております。この企画のほうはこれで終わります。

健康福祉課のほうに参ります。18ページ、菅原委員とダブるのですけれども、3款民生費、2項児童福祉費、19節負担金補助及び交付金の中のゆざっ子エンゼル事業補助金200万円の減額は先ほど答弁で了解いたしました。3歳から小学校に入る間の子供に支援するという制度でよろしかったのでしょうか。

委員長（松永裕美君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをします。

このゆざっ子エンゼルサポート事業につきましては、3歳以上児について保育料の10分の10ですから全額を支援するというもの、それから同時在園のお二人目の園児については保育料基準額の2分の1に相当する額を補助するもの、それから同時在園の3人目以降、第3子以降については全額を補助する、さらに給食費の補助というふうなことで、こういった4つの項目がございます。

委員長（松永裕美君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） 子供たちが保育園や幼稚園に入っていない自宅で育てている子供たちに対してはどう考えているのかお伺いいたします。

委員長（松永裕美君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） 現在自宅で保育されているお子さんについてのこういった同年齢の方に対する支援については、今のところないというふうなことでございます。

委員長（松永裕美君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） やはり同じ遊佐の子供でありますので、おうちで見ている方も何らかのこの支援に相当したような支援はするべきだと思います。多分いると思いますので、その辺を把握して対応していただきたいなと思います。その辺よろしく願います。何人ぐらいかは把握していないですか。

委員長（松永裕美君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

現在健康福祉課として把握をしているのは、お一人というふうなことでございます。

委員長（松永裕美君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） お一人だということですが、その辺も検討していただきたいなと思います。

その辺をお願いして、私の質疑は終了いたします。もし課長、答弁あれば。

委員長（松永裕美君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

今の幼稚園、保育園に入っていない自宅で保育されているお子さんについては、新年度、30年度の事業で支援をしていきたいと、来年度から支援を考えてございます。

委員長（松永裕美君） これにて5番、土門勝子委員の質疑は終了いたします。

答弁漏れございましたので、堀課長からお願いいたします。

企画課長（堀 修君） それでは、先ほど齋藤武委員のほうから質問の中で弁護士の方から山形地裁の旅費の扱いについて質問がございましたけれども、答弁のときに答えたとおり、弁護士費用に含まれるということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） 先ほどの菅原委員に対します答弁漏れにつきましては、委託料の項目で、今回の減額の残、つまり執行した分ということになりますが、資料届いたらと思っておったのですが、恐らくちょっと担当の者不在ということのようでございますので、可能な限りわかる範囲での説明となりますが、説明をさせていただきたいと思ひます。

本委託料の中では、例えばサイレンの保守点検業務委託をかけております。役場親局あるいは先ほど申し上げました分署副局の機器の保守点検あるいは子局のモーターサイレンつきの機器についての毎年の保守点検業務、金額はちょっと不明でございます。それから、毎年計画的に防災資機材庫を整備させていただいておりますが、その設計管理委託料といったところが主な内容になろうかと思ひます。

それから、この減額につきまして、各内訳が若干合わなかった数値を申し上げてしまいましたが、いずれにしてもその2項目の皆減をしたという内容、その合算した額でありますので、そのようにご理解をいただければというふうに思ひます。

以上です。

委員長（松永裕美君） これにて5番、土門勝子委員の質疑は終了いたします。

それでは、答弁漏れで高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

先ほど3番、菅原和幸委員の質問にありました日中一時支援事業の利用人数でございますけれども、鳥海学園分ということで4の方が利用されております。その利用の回数が減ったということでの減額でございます。

委員長（松永裕美君） それでは、午後1時まで休憩といたします。

（午前11時46分）

休

憩

委員長（松永裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時）

委員長（松永裕美君） 直ちに審査に入ります。

9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） それでは、午後一番で質問させていただきます。

20ページから、産業課のほうへ伺います。農業振興費として19節の負担金補助及び交付金の中で、説明文章によりますと不採択とか来年度の引き続きという話で、経営体の支援事業補助金だとか、それから産地パワーアップ事業、そしてその下段の畜産業費の畜産生産拡大支援事業費補助金等々が今マイナス補正されております。それらの理由はあるのだと思いますが、大きな理由を不採択もしくは次年度ということになっているのに関してちょっと説明を願います。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

農業振興費の中の負担金補助及び交付金のまず減額理由でございます。経営体育成事業補助金につきましては、コンバイン1台の導入ということで申請をしましたがけれども、ここにつきましては県の審査会のほうでポイント的に満たずに不採択となったものでございます。

それから、担い手経営発展支援事業費補助金につきましては、これは集落営農の法人の設立があった場合に国が100%、40万円の補助をするということでございましたけれども、これにつきましても新規の集落営農法人の設立がなかったということの皆減ということでございます。

あと、産地パワーアップ事業費補助金につきましては、当初ビニールハウスの予定がございました。1件ございましたけれども、これにつきましては県の園芸大国山形支援事業のほうがこのビニールハウス設置事業についても該当になるということで、補助率とかそういうものを考えまして、産地パワーアップ事業のほうの申請をやめて、園芸大国のほうが有利ということで、園芸大国のほうに申請をしたという内容でございます。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 経営体の育成支援事業ということで、ポイント制でいきます。ポイントが足りないというか、県内でポイントを優先して割り当てていくので、その順番に多分達しなかったのかなというふうに思っております。成績が上のほうから採択をしていくので、その年その年で採択ポイントが若干違うわけです。一応我々もそういう事業に申し込んでみようかというようなときもありましたが、採択要件というのがいろいろありまして、全てポイントでいくので非常にわかりにくいのと、どこまでいけば標準に達するかというのが見えない事業です。先ほど言ったように上から順々に来るわけなので、上が低ければ低いなりに採択になるというような形にいくわけなので、町としてはこういう補助事業に当たってはどのような形で農業従事者に無理でもやってみようかというような話なのか、これ何とかかなりそうなので、まずは申し込もうかというような話もあるのですが、どのような基準といいますか、考え方で申し込みをしているのか、そこを伺います。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

まず、経営体の育成支援事業につきましては、必ず必須目標というのがございます。これは、必須ですので、必ず計画等に盛り込んで達成をすると、していかなければいけないという目標なわけですが、その目標としては経営面積の拡大でありますとか、農業の6次産業化、加工品化関係です。あと、経営コストの10%縮減、先ほどの経営面積も10%の拡大ということが掲げられておりますので、これについては計画の段階で必ずお願いするというふうな形でお話をしているところであります。

あと、選択目標としては、耕作放棄地の解消でありますとか、農業経営の複合、複合農業を目指すということで複合化、あと法人化とか、あと雇用の拡大とかということがございます。先ほどもいろいろ県のほうで審査して、ポイントの高いところからというお話でございましたけれども、やはり必須目標のほかを選択目標もかなり重視されるという傾向にありまして、このところをやはり満たすような形ではいろいろ計画づくりをしていただきたいというお話をしているところではございます。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 採択になる事業もあって、その方には採択になって、採択事業は担い手確保・経営強化支援事業補助金というのが1,351万8,000円ということで採択になっております。今見ると国は法人化せよという話をしていますが、一旦法人化するとこういうような補助金のポイントがなかなか出ないような経営体になってしまいます。なぜかという、一番に挙げられるのが経営面積の10%アップなんて言われるわけです。法人というのは、100人集まって、簡単に100町歩といいますと、それから経営をアップするためにはもう10町歩ふやさなければいけないと。では、もう10町歩分の法人の方々が入ってくれるかという、そういうものでもない、非常にポイント制からいけば法人に入る、俗に言う産地アップ事業だとか、そういうものはなかなか当てはまってこないというのが現実です。とあって、では法人に有利な補助制度があるかという、今のところはないというのが現状でありますし、その辺は国も県も法人化してこれからの農地の健全化を確保していくのだという割にはその辺がちょっと私から言わせればまずいのかというふうに思っています。まず、これは私見なのでいいとして、次、畜産の畜産業費で、来年度への畜産生産拡大支援事業費補助金の999万8,000円のマイナス補正の詳しい説明願います。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えします。

こちらのほうは、29年度事業が畜産生産拡大支援事業という名称でございます。これにつきましては、遊佐粗飼料生産組合さんのほうが申請ということになってございますけれども、こちらのほうにつきましては事業の中身としましては牛舎の増築をしたいということで、和牛繁殖牛の増頭を目指すという内容でございました。総事業費は、2,000万円という事業でございまして、そのうち12分の5が県の補助金で、12分の1が町の補助ということで、受益者負担のほうは2分の1ということで、そういった事業でございましたが、こちらについては申請者のほうでいろんな予算等、それから工程をちょっと精査して、30年度に新たに申請をしたいということで、29年度は事業見送りをしたということでございます。30年度当初予算のほうでもご説明申し上げますが、また事業名が変わっております。補助率は同じなのですが、事業内容は少し牛舎増築工事に加えて機械の導入等も見込んで、新たな申請という形になるというものでございます。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 変な話、戒名が変わっていくと、事業名が変わっていくと。事業名が変わっていくということで、今課長がおっしゃったとおり、中身も若干変わっていくのだと。機械の導入も含めての2分の1になっていくということであれば、当事者としては29年度予算より30年度予算を使ったほうがぐあいがいいのかなというふうに思いますが、町、県、国というようなトンネルの事業なので、まずは、いいですよ。来年やるという話はいいのですけれども、このようにやりますよと言ってやりません、来年ですよというようなやり方というのは、町はいいのですけれども、県あたりはどんな感じで受けとめるのかなというふうに私は思っているのですけれども、これはやっぱり個人のいろんな事情によってとあれば何も問題ないのが、一応予算組みしてほとんどというところで延期になった場合、その辺の影響というのがちょっと若干心配されるのですが、その辺は何も問題ないというふうに認識しているのか。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

この場合の事業につきましては、先送りといった事業に対して県のほうからはいろいろと例えば明許費にして必ず執行しなさいというようなことの、そういったことはございませんでしたけれども、県の予算の関係がありますので、やはり補助事業の中では県の補正で明許費と、それから当初費という積算がございますので、補助事業についてはさまざま事業の取り下げに対してはやはり町に対してもシビアな形で言われるケースが多いということですが、今回についてはそういうことはございませんでした。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） まず、それですとやっぱり県にご迷惑かけるということになりますが、今回は引き続き30年度で事業を行うということで、それはそれでよかったのかなというふうに思っております。

では、次に移らせていただきます。次は、21ページにある企業開発費、産業立地促進資金貸付金、これマイナスなのですが、再度説明を願います。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

この件につきましては、歳入歳出それぞれ同額での減額ということになっておりまして、産業立地促進資金貸付金の中、これは設備資金とか運転資金に活用できるものですが、そういった中で島海南工業団地の1社さんにおいて29年度の当初では額が確定はしておらなかったのですけれども、当初予算編成時は、29年度に入りまして、この事業3年間は据え置きで事業でありますけれども、1年目で支払いをしたいということで、支払いを行ったという結果で、その分の支払いを行った分の減額分ということでございます。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 本来であれば年立てで払うものを一括して払ったということで理解していいか。
（何事が声あり）

9番（高橋冠治君） わかりました。

それでは、その下段の交通対策費、ここの高校生乗合タクシー委託料といいますか、それがマイナスの60万円ということでありまして。当然その利用率が低いというふうに感じられるのですが、この説明はどち

らになるのですか。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

この高校生乗合タクシーですけれども、29年度当初予算においては28年度の利用者数を実績に基づいて積算はしたわけですが、当時28年度の実績が通年で5人、冬期間で3人という使用状況でございました。平成29年度に入りまして、通年の方3人に減ったということで、冬期間の利用者がないということになりまして、人数の減額によって歳入が減額にもなりましたし、利用のない運行は1回の運行委託料をやはり削るといような形で歳出分も削らせていただいたという内容でございます。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） これは路線バスが廃止になったときに、交通弱者ではないのですが、やはり高校生の足を確保するためということで乗り合いタクシーを始めたわけですが、当初からというか、当初からそんなに利用者は多くはなかったというふうには私は認識しております。今お聞きすると通年が5人から3人に減って、冬期間がいなくなってこの数字になったということでもあります。町としてこれを今後ずっと継続していくのか、やはりある時点で少し整理をしていくべきなのかというふうな時期に来るのだと思っております。その反面、遊佐高にはいろんな補助を出して、高校の存続に対して町は非常に力を入れているところですが、まずこの実態を見て、今後続けていくべきなのかということをし少し検討するべきなのかなという、そんな時期に来たのかなというふうに思いますが、どうなのでしょう。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

まずは費用対効果という面を考えていけば、当然縮小せざるを得ないという数字にはありますけれども、平成30年度が利用数が今のところ1人ではないかという見通しであります。ただ、これから新入生のほうが入ってきたときに、まだどのような状況になるかという見きわめの期間も必要だと思いますので、30年度についてはそこを見ながら検討期間とさせていただきます、どのような事業方向にするか検討していきたいというふうには思っております。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） そこで町長の思いもここでお聞きしたいのですが、町長いかがでしょうか。

委員長（松永裕美君） 時田町長。

町長（時田博機君） 乗り合いタクシーについては、庄内交通の酒田、遊佐の路線が廃止されたということ、それについてやっぱり高校生どうしても通わなければならない子供たちがいるよねという中で導入をしてきた経緯がございましたけれども、利用人数については報告を受けていました。ただ、今町として青葉台が全てあそこが売却完了して、そしてあそこにうちがまた新たに今年度中何戸か建ちますし、そうすると30年度でやっぱりあそこに転入してくるご家族もふえる、町全体として見れば青葉台とニュータウンが住宅が今ふえているという現状もありますので、それら等をやっぱりしっかりと見ないと、一方的に遊佐町から高校生の酒田に通う子供だからいいではないかという形よりも、公共交通のあり方等の委員会と検討させていただきながら、意見求めながら進めていきたいと、このように思っています。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9 番（高橋冠治君） 今町長から公共交通機関のあり方も含めてこれから考えていくのだという話であります。以前私は、一般質問の中で遊佐の公共交通と酒田市の公共交通がなぜ行政の線引きの中で行き来できないかという話をして、広域行政ということで今やっておりますので、今はそのことに対してたしか意見交換をしているはずだと思います。これ補正にちょっとそぐわないのですが、もし差し支えなければ、その辺どのぐらいまで話が進んでいるのかお伺いしたいのですが、いいでしょうか。

委員長（松永裕美君） 時田町長。

町長（時田博機君） 庄内北部定住自立圏構想の中で、その議論の中身の一つとして、新たな取り組みの一つとして地域の公共交通のあり方を加えていきたいと思います。これは定住自立圏の中ではよろしいですというような話は伺いましたけれども、実は実際は医療機関、委員から提案あった医療機関へのやっばりどうやって交通の便を確保するかという点が非常に大きな課題だと思っていました。多分高校生の問題よりもそっちのほうの方が優先されて議論されていくのかなと思ってはいますが、遊佐町としてはやっばり町の医会、医会のご理解をいただかないとなかなか酒田の病院まで車を走らせるという形は難しいのかなと。酒田の今るんるんバスだっけ、あれ。ぐるっとバスだっけ。ああいう形の相互乗り入れ等はどのように可能なのか等もやっぱり許認可の問題等あるわけですから、酒田は有料運送、100円でも有料運送は有料運送です。町の場合は、町内のスクールバスを使つての無料運送ですから、許認可の形もありますので、それら等やっばりかなり逆に言うと庄内町も含めた形の話し合い、取り組みですから、多少時間はいただきたいなと思っています。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9 番（高橋冠治君） ちょっとずれましたが、非常に大事なことなので、留意してほしいなというふうに思います。お互いにエルパあたりまで乗り入れできれば、そこまでは町のデマンドタクシーだとか、いろんなものを使って、そこで乗り継ぎという話もできるのだろうし、これからそれについてしっかり相談していただいて、当然免許証の返上する方がかなりふえております。昔に言われた交通弱者とまた違う、交通弱者とは言えませんが、そういう人方がこれからまた出てくるということなので、その辺はしっかり議論していただきたいなというふうに思っています。

次に、同じページの商工振興費の中の19節負担金補助及び交付金150万円、産業活性化対策事業負担金ということで、これの説明願います。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

この件に関しましては、商工会さんへ商工業振興事業のためにということで産業活性化対策事業負担金というものを負担させていただいているわけですが、その負担金の中に共同店舗の環境整備支援補助金ということで、こちらのほうは、要綱のほうは商工会さんのほうで作成しているものなのですが、そういった形でこの事業費の内訳としましては、遊佐ショッピングセンター協同組合のところの駐車場の舗装が傷んでいるということがございまして、面積で約1反歩ほどあるのですが、その部分の工事費でございます。工事費、見積もりによって500万円ほどで積算されておりますけれども、その路盤生成と表層工、舗装工を施すということで、500万円の工事費の中の250万円を町で負担させていただくということの内容でございます。ただ、この活性化対策事業負担金のほうには今の100万円ほどこちら

のほうに使える財源がございますので、今回は150万円を支出させていただいて、合計で250万円というところで工事を進める内容ということで上げさせていただいたというものでございます。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 私も毎日のように今買い物に行きますが、エルパ内の舗装、非常に耐えがたいほどでこぼこしております。ただ以前、町でよく町営バスがとまっている部分は、これはやはり町でもお世話になっているのだからということで町で舗装、全額かはわかりませんが、数字は定かではないのですが、町がかかわってあそこの部分は舗装をいたしました。それで、今度は全面積ということでありまして。説明によれば、共同店舗の協同組合に対しての商工業の活性化の補助金だということでありまして、あその土地含め、建物含め、あれはあそこのエルパ、名称何かわかりませんが、組合のほうで大家さんからお借りしていると、賃貸物件です。我々凡人から言わせると賃貸物件なので、いろんなことがあれば大家さんが直してくれるのだというような考え方が普通なのかなというふうに思っています。一般のアパートだって、ぐあいが悪いときは大家さんが見てくれるというのが筋でありまして、それに対しての対価が家賃ということになっているのだと私は思っております。ところが、駐車場の舗装が組合、たな子ですよ。たな子でやらなければいけないというような、こういうシステムですね、今の話によれば。これって普通に考えると、大家がやって、その分の費用は店賃、家賃としてお払いするのが普通のやり方なのかなというふうに私は思っております。ただ、それでよければ普通の別のスーパーの駐車場が傷んできたから商工会にお願いして、商工会事業として、ではここも舗装し直すので補助金いただけませんかとするれば、それも採択なるという考えでいいのでしょうか。

委員長（松永裕美君） 上衣は自由にしてください。

佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えします。

まずは今回の負担金の支出については、そこにスクールバスがとまるというようなこともございまして、やっぱり大型車がかなりの頻度でとまるということで、1日8路線で3回とまるということもありまして、24回ほどとまるということもございました。そういった意味で出入り口が一番舗装も壊れているというようなこともございまして、そこの部分を負担をせざるを得ないのかなという判断でございます。年間賃借料についても駐車場部分は本当の町でも3万円ほどということで賃借料をしているという関係で、維持管理費などもその分には見ていないということもございまして、そこは今回は大家さんの了解というか、皆さん、商工会といろいろお話し合いをしまして、商工会さん、ショッピングセンター協同組合さんの組合の構成員の方々の負担も入れてという内容ということでございます。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 大型車が入るとするのは、町の負担分とすればスクールバス等の町営バスです。その分の舗装は前にしています。それ以外の大型車は、その店に資材を運んでくる人だとか、いろんな関係でそこにとまる人だとか、それは町の負担ではない。町としては、大家さんにしてもらってくださいよという話は組合のほうへはなされたのか。そういう協議はしたのか。そして、どういう結果でやはり組合自体でしなければいけないのか、そういういきさつは聞いておりますか。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

まず、大家さんのほうにはこの部分については商工会さんもそうですし、町のほうでもそれは大家さんのほうで負担できないかというお話は事前にしたということもございませけれども、いろんな協議の中で、また使用料の中でのやはり維持管理費までは見ていないということもありまして、今回は商工会さんを通した共同利用組合と町の負担というようなことでの話し合いで落ちついたというところでございます。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 維持管理費は、家賃に含まれているのだからということ、その中でやってくださいというような大家さんの判断だったのでしょうか。では、そうすれば先ほど言ったようにこういう事例がよしとして、補助金を交付して工事なされた場合、ほかの業種、商工会に入っていれば商工会の事業として、活性化事業としてこれを採択して工事を行うということであれば、先ほど言ったほかのスーパ一等もそういうような事業に照らし合わせて、うちのほうもこうですから、お願いしますといったときには、それは当然採択になるという考え方でいいのでしょうかという話。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

まず、今回のケースについてはやはり商工会さんへの負担金の中でやってもらう、商工業振興の中でやってもらうということでございます。やはり商工会さんのほうでもきちとした要綱を立ててもらって、それがやはり負担に資するかどうかというところはそのケース・バイ・ケースで考えていかなければいけないというふうには思っております。今回の場合は、商工会さんから不特定多数の方がいらっしゃる駐車場ということで、大規模な駐車場でもございます。そういったことで、事業費も大きいということで商工会さんへの商工振興目的での負担ということでございます。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 商工会の活性化の目的というお話であります、どこの商店だって不特定多数が来るのです。あそこだけ不特定多数ではない。それで、費用が大きいからやるのだと。普通のお店であればいっぱい集まれば費用は大きくなります。個人事業者1つだったら費用は小さいけれども、自分の事業の中のパーセンテージとしてはそういう工事って大きいのです。それをただ事業の金額の大きさだけで、ここは大きいからという判断になるのかならないのか。私は、あそこを直してもらって、非常にきれいになればいいと思っています。ただ、こういう事業が今採択になりました。では、後々このような事業を商工会の活性化の一つとしていろんなところでやって、それがオーケーとなれば、これはいろんな商店もいろんな商工業者もこれはありがたいことですが、それでいいのですかという話をしています。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

今回の要綱、商工会さんで定めていただいたわけですが、それが共同店舗向けの補助金ということでございます。普通のスーパー等には対応しないという、小売店等には対応しないということで、あくまでも共同店舗用としての扱いということもございましたので、そういったケースの場合には適用を協議させていただくというような内容であります。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 共同店舗用といいますと、これは国、県もそういう共同店舗用というような事業があつて、それに合致したものの事業として受けとめていいのですよね。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） 今回のケースで考えれば、共同店舗として扱えるのはエルパさんのみかなと思っておりますので、そういった公共性を鑑みてということでもあります。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 公共性を鑑みてということですが、だから共同店舗だけに特化した補助金というのがちゃんと国と県にもあつて、それに合致した形で町が補助制度をして商工会に交付するということなのですかということです。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えします。

今回の場合の共同店舗の環境整備支援事業補助金というのは商工会さんの要綱の中でありまして、これが国と県の制度そのものに合致するかということについては、そこは統一性を持たせてはいないということではございますけれども、考え方は国、県で定める共同店舗という考え方でこの要綱を定めていただいたという内容です。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 共同店舗の定義とすれば、共同店舗です。それは間違いないです。ただ、今その共同店舗のための商工業の活性化のために補助金を交付するというのであれば、今の説明であれば組合の内規の部分には入っているが、では県とか国とか町の内規には共同店舗用の何がしというものは記載されていないはずだ。今課長の説明によると公共性に鑑みという答えがありました。それも今町長に聞くところです。なので、改めて町長に伺います。

委員長（松永裕美君） 時田町長。

町長（時田博機君） 町で町内全体でショッピングセンターエルパは平成9年ですが、国とか県の大きな補助制度を使って、あそこで共同店舗という形でスタートしたわけですがけれども、あれからもう20年以上たつてしまっています。確かに駐車場の現状を見たら、本当に大変だなという思いと、では町として平等性でいけば、町が道の駅鳥海ふらつと、あそこの駐車場は全て町のもので、町については、来てくれるお客さんのためにはやっぱりある程度ふらつとの駐車場について、トイレについて、施設について全て町が整えるということをやっとやってきましたし、またゆざつとプラザの駐車場については、やっぱりかなりご不便をおかけしましたJRの跨線橋の工事とかでありましたけれども、あれらも全てJR分除いては町で整えてきたという経過があります。それらやっぱり行政として全てが町のものでなくても、町民の生活に利便性をもたらす、そしてそれらが地域の経済の活性化に資するものであれば、一定程度商工会さんのそれは要綱等をしっかり整えていただいて支援をしていくという形。特に私は、資格を取得する支援制度とか、午前中お話をしました。私が町長就任したときは、そういう制度は一切ありませんでした。やっぱり自分が経営者としていろいろやってきたときに、やっぱり会社というのはいろんな資格が必要だけれども、その当時は全部会社負担、個人負担をさせられなくて事業主が負担してきたという経緯が

ございました。それだとやっぱり事業者というのは雇っていただくということになると社会保険料半額かけてもらえるのです。労災保険も含めて。やっぱり事業者をしっかりと大切にしたい町にしていけないと、なかなか町に事業者が入ってこれない。そのような状況をやっぱり何とか避けたいなと。そして、来て今いる企業をしっかりと優遇していこうという思いの中の行政を執行させてきていただいたわけですから、それら等が町だけのフィルターではなくて、商工会というもう一つのフィルターでしっかりと見ていただけるのであれば、それはその組織をしっかりと支援していくということは私は当然のことだと思っています。それ全て商工会だけでなく、観光協会も全て含めて支援していくという形、以前よりも町の町内の各種団体への補助金等削減したという意味は私は全然持っていません。ほぼ倍増してきたと思いますので、それをご理解お願いしたいと思っています。

以上であります。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 今私はエルパの駐車場の話をしていたので、町長はいろんな話をなさってください、企業の大事さ、それは当然であります。しかし、ふらつとはもともと町がやるというようなもので、その仕組みの中で動いているので、それを比べても、それは意味ない。今言っているのは、民間の駐車場に対して町が補助をすると、それを悪いとは言いません。ただ、どういう順立てをとって補助しているのかしっかりと透明性がないので、先ほどから課長にこういう共同店舗に対する駐車場の活性化に資する補助金というのは国でも県でもあって、その要綱に合致したので、エルパもこの合致するのでやっぱり町も応援していかなければいけないということで予算を執行するのか。まず大変なものだし、大家も直さない、こっちもやらない、これはどうすつでというような感じなのだと思います。やはり我々思うには、俗に賃貸物件なので、大家がちゃんとやって、そんなふうにと私はそういう認識でいましたけれども、お互いの契約がそうではないというのであれば、それはそれでいいのです。では、ちゃんとした要綱に基づいて事業をやるのは何もいささか問題でないけれども、先ほど私が課長にそういう要綱があって、そういうものを国、県に合致したものであるから、町もそういう事業を起こして支援するのだと、ですねと聞いたのですが、いや、公共の何かに資するだとか、組合の内部規定にはすることがあるという話だったので、ちゃんとしたものがあってそれで応援するのであれば何も問題ないのです。その辺をもう一度お伺いします。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） 今の共同店舗環境整備支援補助金というものが、まず要綱としては商工会さんで定めていますけれども、それが国、県で定めているものとどの程度、考え方といつてもどこまで統一性がとれているのかというのはちょっと今手元でわかりませんので、調べて後ほどご答弁をさせていただきたいと思います。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） それらに合致しないものであれば、もう少し勉強したほうがいいのかというふうに思います。町で、では共同店舗のためにやりましようやと、ああ、いいですよと。では、内規もあるのですか、いいですよ。よければそれでいいのですが、見てください。先ほど言ったように農業振興の部分だってポイントが足りなくて不採択になったものがいっぱいあります。それらも含めてしっかりと透明性のある答弁があればいいのですけれども、何もあそこの駐車場を舗装するなんて一言も言ってお

りません。ちゃんと合致したものがあって、ちゃんとした予算執行していただきたいということでありますので、その辺の説明、内容がわからなければ、それは予算執行はできないのだと思いますが、どうなのでしょう。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

現在のところ、国と県の補助制度で駐車場の舗装のみの共同店舗の支援制度は現行はないということで、以前はこれはありましたけれども、現行は国、県のほうでの制度はないということでございます。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） それでは、県、国ではそういう制度は今ないということで、これは町として新たな制度をつくったという認識でいいのでしょうか。町長、どうでしょうか。町でつくったということでもいいのでしょうか。町長に伺います。今課長の説明では、共同店舗に対する舗装に対する補助金は県も国もそういう要綱はないという話なので、これはでは町がやはり商工会いろいろあるので、まずは面倒を見ようやと、商工会の活性化のためにということで町サイドで新たにをつくった考え方で進んでいくということでもいいのでしょうか。

委員長（松永裕美君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） では、私のほうからお話しさせていただきます。

ただいまのお話については、いわゆる町の商工振興、その支援という形で、例えば企業といいますか、ほかの製造事業者に対しても一定のルールの中でそれらの枠組みを国の制度、それとともに町の制度を整えてきたという状況がございます。今回の部分についても共同店舗云々という枠組みについては、いわゆる商工会の中でこういう状況の中で町の商工振興といいますか、商店の経済の活性化のためにこういう枠組みで駐車場の部分についても支援をお願いをしたいというような枠組みを商工会の中でご検討いただいて今回の支援の制度になっているという状況でございます。したがって、先ほどからありますように、個人の商店の全ての駐車場についてそれが対応できるのかどうか、することに考えているのかどうかということについては、それはそういうことが時代の要請の中で本当に必要なことになっていくのであれば、その時点で制度の枠組みをつくりながら町の商工振興を積極的に頑張らせていただいている商工会との意見交換等々を通しながら、その枠組みを整理していくということになろうかと思いますが、現段階ではただいま先ほどから産業課長が申し上げたとおりのルールの中での支援制度ということになってございます。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 副町長が説明いただいたのですが、であれば今新しく遊佐町でつくったのです、そういうことを、事業を。だから、しっかり今要綱をつくれればいいではないですか。要綱があって、それに合致したものが事業になっていくのですよ。要綱ないではないですか、何も。要綱つくったのですか。だから、説明不足なので、この予算というのはもう少し時間をかけたほうがいいのではないのと言っているのです。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

要綱については、今商工会さんのほうで策定しております。産業活性化対策事業負担金のさまざまな今

まで創業支援ですとか商工フェアとかさまざまの予算明細はありましたけれども、そこに共同店舗の環境整備支援事業補助金を追加させていただく要綱をつくっていただくということで、これが今委員のおっしゃられる町での要綱となりますと、やはりそれは今の緊急的な修繕ではなくして、駐車場一帯を整備工事する際の要綱を作成して、そういったもので町としても負担としてしなければいけないものだというふうを考えております。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） ちょっと順番が違うのかなというふうに思っています。要綱があつて、それを見て、これでいいのですが、では審議してくださいよ、予算こうですよというのが流れ。今つくっているというのはいかがなものかですよ。今予算で出ているのです、これ。予算で出ているのに、要綱今つくっているというのは、これはちょっとおかしいのではないですか。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） 商工会さんでの要綱は、既に作成して制定はされているということです。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） では、この要綱出してください。休憩して、出していただきたいと思います。

（「暫時休憩」の声あり）

委員長（松永裕美君） 暫時休憩いたします。

（午後1時57分）

休

憩

委員長（松永裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時04分）

（資料配付）

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） これが29年度の共同店舗環境整備支援補助金交付要綱、これが町。

（何事が声あり）

9番（高橋冠治君） 商工会か。商工会は、受ける側なので、はっきり言っているいろいろ自分にいいようにも書けると。書いたわけではないかもしれないけれども、書ける場合もある。これは、商工会の部分。町のもあるというので、町のと照らし合わせて、合致してオーケーであれば何も問題ない。だから、先ほど言ったようにちゃんと町民に説明することができれば、あそこはきれいになってほしいのですから、みんな。だから、ちゃんとした説明があつて、町と先ほど言ったように県とか国とか、そういうものがあつて、それに合致すれば何も問題ない。なので、私はさっきから聞いていたのです。これに町の商工会に対する要綱があつて、そこに合致すればそれでいいのです。ただ、これは商工会なので、本来であれば町のものを出してもらふべきなのです。それと合わせるべきなのです。ということで、出してください、そっちも。休憩です。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） これは、今委員がおっしゃられた商工会で作成した交付要綱ということで、町のほうは事業補助金が産業活性化対策の1項に入っているのので、産業活性化対策事業負担金の補助要綱に基づいてこれ支出しているという内容です。

委員長（松永裕美君） 高橋冠治委員。

9 番（高橋冠治君） もう時間ないので尻切れとんぼで終わってしまうのですが、まずはさっき言ったようにそういう要綱がちゃんとあれば何も問題なくて、ちゃんと舗装してもらえば何も問題はないのです。だから、町民に説明できるちゃんとした資料があってもいいのと、そういうことです。後でいいです。町からのそういう要綱等あればもらって、これとの合致するところを探してみますので、よろしく願いします。

終わります。

委員長（松永裕美君） これで9番、高橋冠治委員の質疑は終了いたします。

7番、阿部満吉委員。

7 番（阿部満吉君） とてもやりにくい空気なのですが、これに関係する全ての町、商工会、事業者のみんなで盛り上げる視点があれば解決できる問題かというふうに思います。

それでは、私のほうでは健康福祉課のほうに少し質問させていただきます。一般会計の17ページ、民生費の中に28節繰出金の項目がございます。その中で国保財政安定化支援事業繰出金及び保険基盤安定制度繰出金の内容についてのご説明をお願いいたします。

委員長（松永裕美君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

28節繰出金、合計で1,405万円の減額ということでございます。4つ項目ございます。保険基盤安定制度繰出金につきましては、平成29年度の申請額が確定したことによる不用額ということでの200万円の減額であります。国保財政安定化支援事業繰出金500万円につきましては、地方交付税に含まれて町に地方交付税として交付される金額でございまして、このうち国保会計に繰り出すべき金額ということで500万円追加でなりまして、予算として800万円というふうになるものでございます。介護給付費繰出金につきましては、介護給付費の見込み減による減額、介護保険事務費繰出金につきましては職員の人事異動によります職員体制の変更、1人減によります繰出金の減額というふうなことでございます。

委員長（松永裕美君） 7番、阿部満吉委員。

7 番（阿部満吉君） もう少しゆっくり話してもらおうとすぐわかりやすいのですけれども、よろしく願いします。

それで、前々から30年度から県の国保の統一化的な流れがございまして、国保会計に行きますと、いわゆる繰越金やら、それから給付基金積立金等々の項目がございますので、償還金も合わせて今後どのような形で国保会計を運営していくのかについてお願いいたします。

委員長（松永裕美君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

国保特別会計において、その他の繰越金ということで1億8,900万円ほど予算化をしております。これにつきましては、前年度繰越金からの財源留保分ということの予算化でありますけれども、国保特別会計

のいわゆる保険給付費につきましては去年、ことしと続けて大変安定的な給付費となっておりまして、かつて大幅にふえたような状況があつて法定外繰り入れをした経過などもございますけれども、現在は大変安定した運営になっているということでございます。こうしたことから、来年度、30年度4月からは県が財政の責任主体となるということでありまして、引き続き安定運営に努めていきたいというふうに思っております。その中で会計の特性上、精算ということがございまして、1年後、2年後にその精算が来るというふうなことでございますので、そういうことも見きわめながら今後とも安定運営に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

委員長（松永裕美君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） さきの定例会の中では、いわゆる法定外繰り出しの返還というようなこともございましたし、今現在今回の繰越金の上程等々も合わせてどのぐらいのまず留保金が用意されているのかということと、もう一つは県の管理となれば、ある程度県もいわゆる保険金になる部分は平準化してくるのかなというふうなことも考えられますけれども、それは各自治体での裁量にということが今まで説明はあったわけですが、その辺の状況についてはどういうふうに見ていますか。

委員長（松永裕美君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをします。

保険給付費が例えばいろんな病気、大きな病気等があつて急増したというふうなときには、町では負担金として県に納めるということで、その負担金分を超えた場合には一旦県で立てかえてお支払いをするというふうな制度になってございます。いわゆる負担金を超えた金額、それについては1年後からその負担金に上乗せをされて町に請求書が来るというふうになってございます。そういった意味では急増したときにはすぐは支払いの必要はないわけですが、後年度にそういった負担が来るということでは、やはりある程度そういった給付費の急増に備えておく必要はあるというふうに考えておりますし、国保加入者の負担が上がったり下がったりをするようなことをなるべく避けたいというふうにも思っておりますので、国保いわゆる基金につきましては条例改正の提案も今回しておりますけれども、そういったことで基金についても一定程度の水準は維持してまいりたいというふうに思っておりますし、それぞれの自治体で対応するというふうになっております。

委員長（松永裕美君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） いわゆる急激な変化はなく、町としてまず弱者救済的な考え方を持って運営していく。聞いてみれば国保の加入者と後期高齢者合わせて町民の50%を超えるということですので、口では強気ですが、懐は弱者ですので、ぜひ適正なる運営をお願いしたいというふうに思います。

委員長（松永裕美君） 時田町長。

町長（時田博機君） 国民健康保険会計を県全体で見ましょうというのは、町村会、町村議長会含めて、いわゆる小さな自治体から見れば本当に県に対して、国に対して長く長く要望してきた経緯があります。それらで30年度から県一本で財政主体を行うということは非常に心強いというふうに思っています。町としては当初、かつては大きな赤痢とかいろんな病気がはやったときは3カ月分の基金を持ちましょうという形で、遊佐町でも3億円ぐらいは留保財源を欲しいよねという形でずっと進めてきましたけれども、今県一本化になると、先ほど課長が答弁したように次の年から一定の分、オーバーした分は後に来るとい

形になっていますけれども、今町として想定しているのは国保の加入する世帯はそんなに、人口的にいえばそんなふえないであろうという中で、そして負担の中では県から財政的なものを見てもらえるのであれば、町としては1カ月分ぐらい基金があれば十分なのかなと思っております。1カ月分というのは、ほぼ1億円ぐらいを想定しているところであります。それらで全体的には国からの予算が1,700億円入るという想定がありましたけれども、国は1,400億円まで、300億円減らしてしまいましたけれども、安定的な経営はそれでも十分成り立つであろうという形で、国保が新年度から地方自治体、自治体単位でまず集めなさいよと、そして窓口対応も全部しっかりしなさいよ、集めた金額から県として市町村に幾ら幾ら納めなさいよと納付額を示すという形が現状で伝えられておりますけれども、我が町の現在での県に対して支払わなければならない額、3億6,900万円ぐらいだと思っていました。ただ、今町民の皆さんから負担していただいている国保税が3億3,500万円ぐらいはあるはずですから、それらプラス事務費等を町で支出すれば十分それは成り立つというような形で、今まで6年間値上げしてこなかったわけですから、負担の比率とか按分率も。それら等、当面スタートする二、三年はそのままにしていきたいなと、その中で経営状況の中で減額できるのであれば多少減額も想定しながら進めてやれるという見通し立ちましたので、今回の新年度の予算の提示となったわけでありますので、よそでは大幅に下げるとか上げるとか今議論になっておりますけれども、町民の皆さんから見ればやっぱりそこら辺はなるべく少ないにこしたことはないわけですから、それらとしっかり準備をして、そして過大な負担にならないように国保運営協議会への諮問をいただきながら、それでよろしいでしょうという形で今料金設定、按分率も昨年と同じという形を進行していきたいと、このように思っています。

委員長（松永裕美君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） やはりこういう国保会計とかというのは県一本ぐらいのスケールメリットが前から期待されておりましたので、国の動向を踏まえてもやはり適正な動きであろうというふうに思いますが、その中で各自治体での裁量が生きていくというのは当然必要だというふうに思っていますので、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。この項はこれで終わります。

その前のページになります。18ページに、これは児童福祉施設費の中に19節放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金というような項目がございます。この内容についてご説明願います。

委員長（松永裕美君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをします。

これにつきましては、あそぶ塾さんで資格取得の見込みの方がお一人いるということで、指導員の方です。お一人いるということで、その方の分の補助金の増額というふうなことでございます。

委員長（松永裕美君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） これでこのあそぶ塾にしても、いわゆるぼっかぼかクラブであるとか、いわゆる放課後児童クラブなり児童教室等々、享受する人にとってはどっちが窓口かは関係なくて、子供たちの居場所というものがきのうの常任委員会の中でもお話がございました。5番委員のほうでもいろいろ指摘があったので、きょう本会議というか、補正委員会の中でも話が出るかと思ったのですが、きょう出なかったのであわせてお願いしたいというふうに思います。いわゆる待機児童、幼稚園、保育園の待機児童はいないようではありますが、その放課後クラブの待機されている方というのが何か今度発生しそうだ

というようなお話がきのうございました。その辺の状況について、もし今説明できればお願いいたします。

委員長（松永裕美君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをします。

ぼっかぼかクラブさんで申し込み期限前に申し込みに行ったところ、お断りをされたというふうな情報がございました。その後、ぼっかぼかクラブさんでも私のほうに相談に来られまして、受け入れの体制あるいは基準についていろいろ確認をさせていただいたところでありまして。その中で特に今回は初めてのお子さんが申し込みに行ったところ、最初お断りをされたという話でございました。やはり私たちとしても特に1年生について、やっぱりお断りするのはいずれではないかというふうな話をさせていただいたところがございます。そうしたこともありまして、ぼっかぼかクラブさんで改めて中で協議をいただきまして、受け入れていただけることにしたというふうなことを、その方については受け入れていただけることになったというふうにお聞きをしております。ただ、何人かお断りをしたという方がいるというふうにも聞いておりますけれども、私のほうで正確に何人という把握は今してございません。ですから、そこはぼっかぼかクラブさんのほうで調整をしていただいたのかなというふうに思っているところでございます。

委員長（松永裕美君） 7番、阿部満吉委員。

7 番（阿部満吉君） やはり子育て中の両親というか、保護者の方々にとっては、いわゆる幼稚園、保育園時代であれば延長保育であるとか、土曜日の保育であるとかというのを当てにして仕事しているわけなものですから、各地区によってばらつきがあるというのはなかなかまずいというふうに思います。子育てしやすい町としての遊佐町としては、ある程度のそういう託児的な施策も平準化するべきであろうというふうに思いますので、再度課をまたいでの統一化を図っていただきたいというふうに要望させていただきます。

最後に、時間もあれですので……

（ 何事か声あり ）

7 番（阿部満吉君） そうですか。では、町長よろしく。

委員長（松永裕美君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 実は子どもセンターの中にある学童保育のスペースが、ぼっかぼかクラブから運営していただいているわけですが、当初20人ぐらいいかないときに、36人ぐらいいかないのではないかと想定で、ランドセルの入れ場が36しかつくらなかったのですが、もうオープンしたら40人という形で、4つ追加した経緯がございます。そして、やっぱり今あそこで子供さんを預かっている指導員の皆さんに聞くと、やっぱり狭いよねという声が圧倒的に言われる現状です。施設の中ですから、使っていないスペースも多分あるのだと思いますけれども、その辺のことがしっかりまだ、やっぱり厳しくライン引くものですから、使えない。片方は超満員だという現状ありますので、これら等、ちょうど5年ほどになりますか、あれらがオープンして、4年でしょうか。5年目迎えるのでしょうか。やっぱり、ちょっとちっちゃ過ぎたなという反省は持っています。軽易な経費で済むものであれば多少の拡張という形はやっぱり子供のため、子育てを支援する町として予算的に許されるのであれば、議会の皆さんの了解を得られるのであれば、それら等についてはやっぱり前向きに進めなければ、今の町の定住促進、そして子供子育て世代に選んでもらえる町づくりというキャッチフレーズから離れるようなことはできないと思

いますので、今頑張っていたいでいる吹浦地区の放課後の児童教室の皆さんとか、藤崎小学校のたみ子先生が頑張っている稲川のまちづくりセンターを活用しながらの教室もあるわけですが、町の真ん中で学童保育難民が出ないようにしっかりと努力していかなければ、計画をつくっていかねばならないと、このように思っています。

委員長（松永裕美君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） ぼっかばかクラブのスペースに関しては、人も張りつけてのかなり人件費も問題なのかなというふうに当初は思っていたわけですが、このぐらいニーズあるわけですので、施設キャパ等々、人員張りつけ等々もいろいろこれから論議すべき課題であるかというふうには思います。早目の議論の台にのせていただきたいというふうに思います。

最後に、きょう午前中からいろいろ人材育成とかキャリアアップ的な予算の質疑がございました。労働費でいえば就職資格取得支援助成金であるとか、企画開発費であれば中小企業の技術者養成補助金。あっ、ここまで来たかと思ったのは、消防費の中の設計管理委託料の皆減、これは進歩したなと思ったのですが、そういう意味においては、市であれば1級建築士がおって、いろいろ事業に対して一つのフィルターをかけてというふうに思います。前公共下水関係ではそういう土木関係の技術者おったわけですが、庁舎建てるに当たっては職員の中にもスキルアップをして、その辺の物見ができる職員の育成も必要かというふうに思いましたので、総務課長いかがですか。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

ご存じのとおり町には1級建築士等建築にかかわる技術者は置いておりません。それなりに理由があるわけですが、一方で職員の配置を見ていただければおわかりのとおり、国家資格者あるいは免許を持って業務に当たってもらっている保育士だとか調理師だとか、それから保健師だとかおるわけでありまして、建設土木の関係でいえば土木の技師も置いておると、あるいは水道のほうには必要な管理資格者というようなことで水道技術管理者を置いておるといふものであります。これ当該業務についたときに、そういった資格取得の要請をして、一定の受講をしていただいた上でというふうな形で必要なセクションには必要な職を置いてきているというものであります。これ正職員の実態であります。さらに必ずしも正職員でなくとも、非常勤一般職あるいは非常勤特別職というふうな形で管理栄養士あるいは歯科口腔衛生士、スクールバス運転手もその運転手資格を、大型の資格を持った方を採用というふうな形で必要なところにはしっかりとその業務の遂行の減退を来さないように、あるいはサービスの低下を来さないように配置をさせていただいているという状況にあります。ただ残念ながらといいますか、建築に関しましては冒頭申し上げたとおり、これまででもそうでありましたが、今後も恐らくは職員を配置するだけの業務量、ボリュームが恐らく生まれまいであろうと思いますし、これが継続してさらに生まれるかというふうな想定のもので、単発でいろいろな形態で相手方も選びながら、事業に応じて支援を専門家から仰ぐ形でその辺を補完をさせていただいておるといふものであります。新庁舎の建築、建設に当たってもそのように対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（松永裕美君） 7番、阿部満吉委員。

7 番(阿部満吉君) いわゆる国家資格1級ともなれば、遊佐町の給料では雇えないほどのことかと思いますが、2級程度であればその見方というものはできるかと思います。2級であれば講習等々で何とか取れますし、その見方を養うためにも必要ではないかというふうに思いますので、その辺のほうも考えていけばというふうに思います。これから人口減少の中で小さな自治体の大きな取り組みというそんな観点があればいかなというふうに今回の設計管理委託料皆減で思いましたので、ひとつ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問終わります。

委員長(松永裕美君) これで7番、阿部満吉委員の質疑は終了いたします。

8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) まだおられるわけですから、1つだけお聞きしたいなと。

特別会計、今阿部委員のほうからは国保の特別会計でしたけれども、自分は地域生活課の担当の特別会計、公共下水道の1ページからありますけれども、この公共下水道事業特別会計、なかなか町民の皆さんもいろいろ耳にする、いろいろ目に触れるなんていう機会なかなか特別会計の場合、一般会計以上にならないのではないかと、議会の説明も当然しますが、やはりなかなか行き届かないというところはあると。そんなことから、自分もではこの公共下水道の特別会計、どういう内容になっているのだろうかということ、今回の補正にも上がっていますので見てみました。そしたらば、大体自分が申し上げたいことは、いろいろこの事業の内容によってさまざまな事業額が入っておるわけですが、その中でいわゆる繰入金というのが特別会計結構いっぱいありますよね。この繰入金に着目してお伺ひしたい、こんなふうに思います。というのは、今回の繰入金は補正としては350万円、補正前が.....いいですね。補正が350万円、それから補正前の額というのが3億7,500万円、トータルで今回のトータルが3億7,850万円ということになっています。では、今回の補正でこの金額になっているわけですから、では前年度はどうなのだろうかとか、その前はどうかかなということですと見てみました、決算値で。そしたらば、大体おおむねここ三、四年の経緯からすると前年からことしの場合を対比した場合、大体三、四年前の前年対比、前年対比、前年対比とやっていくと、1,200万円から1,500万円ぐらいいわゆるこの繰入金の額が出てくるのです。当然と言っていい。何千万円、千数百万円の前年対比になるわけですから、額、いわゆるトータルの額も年々、年々ふえているのです。ふえているのです。そんなことからしたときに、やっぱり今回の補正ですから、大体平成29年度のこの公共下水道のゴールラインは見えてきたからだなというのは察しはつくわけです。ですから、このゴールラインが見えてきたと考えられますけれども、今年度の状況において来年度以降に向けてどんな事業の総括をなさったのか、それをお聞きしたい、まず最初。

委員長(松永裕美君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) 下水道事業につきましては、平成2年度から事業着手をしております、ようやく終わりのほうが見えてきたということですので、30年度本来であれば完成を見れるかなというふうに考えておりましたけれども、国からの予算配分が近年減少しております、31年度には完成ができるだろうと、そういう予定で今見込んでいるところでございます。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) 何か口幅ったく言い過ぎたのかわからないけれども、簡単に何か答弁されますと、

私の聞いたのは来年度以降、このたびの平成29年度のゴールラインが見えてきたこのトータルの額がありますよね。それを踏まえたときに、平成29年度はこうだ。では、今課長から説明あったように30年の予定が31年になったということなのだけれども、29年度において今後のことを考えたとき、どういった総括を今年度なされたのかなということでお聞きしたのです。

委員長（松永裕美君） 時田町長。

町長（時田博機君） 今公共下水道の特別会計の補正の額が3億7,850万円ですか。ところが、もう一つ下水ってあるのです。地域集落排水、これ6,000万円ぐらい繰り入れなければならない。ということは、年間で4億3,000万円以上の元利償還をしなければならない。これが実はピークがもう3年ぐらい先までふえていくという現状が本当に頭の痛い問題です。平成17年度で多分ここで使用料が1億5,100万円載っているはずですがけれども、プラス地域集落合わせても2,000万円ですから、1億7,000万円ちょっとの収入で4億3,500万円以上の起債を返していくという形ですから、町としては、私はちょうど自分が就任したとき、ちょうど猶予期間が過ぎて下水道の起債を返さなければならない時期に重なったものですから、事業を半分に絞りながら、何とか年間で返せるような工事しかできないなという思いしてきましたけれども、今度事業が終わってしまうと、逆にいわゆる工事費の交付税分がなかなか来ないという逆な悩みもあるわけですし、それらがやっぱりこれから4年間、5年間は多分我が町の一番大きな重荷、財政的な重荷かなと感じております。これと上水道、簡水合わせると18億円ぐらい、それらが合わせると、今53の18だから70億円ぐらいの水関係の借金を抱えながら必死に一般会計をよくして繰出金を確保しているという現状を、どうか委員からも応援していただければありがたいと思っています。そして、やっぱり課題は加入率の向上、これしかないわけですから、加入接続率の向上を本当にもっとももっと頑張らなければだめだなと、70%越したので、喜んでいてはだめだな。やっぱり公共下水道会計、あれもやっぱり特環も含めて80%以上加入を、接続量を高めることによって少しずついわゆる手数料と売上金がふえれば使える額が何とかふえるという。だけれども、まだ半分もいっていないという状況ですから、非常に厳しいというふうに理解していますので、議会の皆さんからも接続率向上にお力添え賜ればありがたいと思っています。

以上であります。

委員長（松永裕美君） 8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） 町長の答弁で、最後は接続率、私も2問目、では聞きましょうと思っておりましたけれども。では、具体的に課長、これはいわゆる数字の推移ですから、加入率が今現在おおむねどのぐらい。今町長は、80%を超えたら云々というようなことなのだけれども、それではまだ足りないと思うのだよね。何十%ぐらいまでいったら大体健全な事業ができると数値的には出るのですか。

委員長（松永裕美君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 今、先ほどというか、一般行政報告で報告があったように、今年度でたしか71.6かと思いますけれども、そこからまだ、まだまだしばらく……全部接続をいただくというのは現実的には難しいかなとは思いますが、なるべく上げていきたいなというふうに考えております。ただ、今現在の接続率が100になったとしても、施設整備に要した費用をそこで賄えるかということは現実的には難しいのかなと考えております。まずは維持管理に要する費用、そこについては少なくとも下水道使用料から上がった金額の中で行っていくと。今既に完成をしている施設整備に要した費用、借入金まだ大分ある

わけですけれども、それにつきましてはやはり一般会計からの繰り入れという形で協力いただくことが必要というふうに考えております。

委員長（松永裕美君） 8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） この公共下水道事業という事業は、ほとんどの委員はもちろんですけれども、いろいろ町民の方も議会のいわゆる説明をしたときに、ああ、そういう特別会計もあるのだということから始まって、いろいろなことなにかが聞かれる方も間々おられる。間々。大事なことは、町も下水道接続、うちからいろいろと下水道の施設を本管のほうに取りつける接続、そういったことの策は町もいろいろ講じている。講じています。ところが、やっぱり今町長と課長からも説明あったように、この例えば公共下水道という事業をキャンパスに例えた場合、これから四、五年やっぱり大変なピークがあるだろうとはいうものの、年々、年々しっかりとしたキャンパスに上げていかなければいけないことは間違いないよね。まず、大変なことは十分承知。だけれども、やっぱり意見としてはやはり言わなければいけない、聞かなければいけない、そういうことで、伺いました。どうか頑張ってくださいように、よろしくお願いします。

委員長（松永裕美君） 時田町長。

町長（時田博機君） 実は29年度、今まで余りやってこなかったのですけれども、職員の家族に対するヒアリングもたしか実施しているはず。職員3年以上役場に入った職員については、やっぱりまだまだお父さん、お母さんが世帯主という家族についてはできない、なかなか難しい点もあるのですけれども、できれば下水道に接続をお願いしたいとやったところ、何軒か入っていただいたという話も聞いていますので、非常にありがたいなと思った反面、実は佐藤委員心配なように、もう20年以上過ぎていくわけですから、今度下水道の改修計画、修繕計画をつくっていかないと、改修について国から補助金がもらえないというような状況も、もう既にそういうところまで来ているということもご理解をいただきたいと思っています。平成7年の7月から始まったのが豊岡の農業集落排水、そして平成7年の10月から遊佐の公共下水道処理一部元町から始まったわけですけれども、あれからもう23年を経過、24年目に入るわけですから、もう既に全部つながらないうちに修繕計画をつくらなければならない、そのような段階に来ていることをご理解をお願いしたいと思っています。

委員長（松永裕美君） それでは、これで8番、佐藤智則委員の質疑は終了いたします。

10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） もう10分ですので、簡単に。9ページにたばこ税が300万円ほどの減に出ています。今の禁煙ブームで、これは年々減っていくのは当たり前かなとは思っておりますけれども、町内の施設の中で集落の公民館でも禁煙するようにという町のほうから指導があったようですが、全町内の中で全部の公民館が同じように禁煙するようになったのでしょうか。まずその点、1点伺います。

委員長（松永裕美君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをします。

各集落公民館のいわゆる禁煙率につきましては、各地区ごとまとめたものはございます。およそで申しますと、約半数は何らかの対策を行っているということで、今年度、平成29年度においては、もう過半数を超えたというふうな認識でございます。

委員長（松永裕美君） 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) 半数以上は集落公民館でも禁煙ということでした。特に目につくのが学習センターなのです。学習センターの玄関のところに灰皿があって、そこで吸っていると。

(「今ねえよ」の声あり)

10番(土門治明君) 今なくなったか、あれ。

(「裏のほう」の声あり)

10番(土門治明君) 裏のほうにつくったという状況ですか。私がちょっと最新のやつが。ちょっとそここのところ説明をお願いします。今は喫煙はどのようになっておりますか。

委員長(松永裕美君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) 生涯学習センターにつきましては、建物の北側がいわゆる喫煙スペースというふうなことになるというふうな認識でございます。そこにつきましても私どものほうから教育課のほうに担当のほうに随分強くプッシュをしまして、何とか敷地内全面禁煙、体育館も含めてですけれども、ならないのかというふうなことでずっとお話をさせていただいております。そうした中で、昨年度のツーデーマーチにおいては子供たちもたくさん来るといことで、その期間中は敷地内禁煙にしましようというふうなことにしていただきました。そういった意味では今後も敷地内禁煙についてぜひ検討していただきたいというふうなことで、私のほうからお話をさせていただきたいというふうには思っております。

委員長(松永裕美君) 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) 北側のほうで喫煙してもらっているということでした。これが減っていく理由としては、もうたばこ吸っている人は悪い人だというイメージが、嫌がられるというイメージが最近あると思うのです。ただ、税金をこのぐらい、6,000万円以上あったものが5,000万円にだんだん落ちていく。そして、落ちていくのがだんだん目に見えている中で、吸ってくれる人を大事にするという考えも必要だと思うのです。だから、吸う環境をつくってやると、心地よい吸い場所をつくってやるという考え方も必要なのです。だから、隅に追いやるのではなくて、ちゃんとした設備をつくってやる必要があるのではないかなと思うのです。このぐらいの税収が毎年あるのですから、少しはその対策に回す必要があるのではないかと私はちょっと思っております。町長、何か。町長。

委員長(松永裕美君) 時田町長。

町長(時田博機君) 国の流れからすれば、東京オリンピックを控えて、やっぱり公的な、いわゆる喫煙なさる方と喫煙しない人とが同じ空間で健康的な被害をなるべく最少にしようという流れは来ていることは間違いないと思っておりますけれども、役場内はいろんな議論あったのですけれども、結局たばこハウスですか、あれも撤去をさせていただいて、庁舎内全面禁煙ということを率先して実行させていただいております。ただ、お客さんから来ていただく施設、総合交流促進施設の遊楽里のような施設についてはやっぱり喫煙の人を全部だめよという形は難しいということから、それは喫煙室を新たに同じ空気が流れない環境で外側につくるといような作業もしなければならぬと思っておりますし、やっぱり交流人口をいっぱいしましょうという中では日本人のみならず外国人も来る施設についてはなかなかその辺が難しいと思っております。確かにたばこ税は固定資産税の10分の1と昔から言われていました。一時は6,000万円を越す税収もあったわけですけれども、1割ほど減るといことは町にとっては大変な痛手です。高額納税者

の皆さんに冷たい町だと言われたいためにはやっぱりそれなりに吸えるところも整えるということがあるのでしょうけれども、例えば生涯学習センターのお話出ました。確かに生涯学習センターを利用する町民の皆さんからは俺たちの待遇が悪いという、たばこを喫煙なさる方は直接お話をいただいたこともありますけれども、子供さんたちとかやっぱりおいでいただく施設ですということを考えてときに、やっぱり一定の制限というの、やっぱり喫煙権というのは今、嫌煙権ですか、それら等も権利として非常に大きくなってきているそのような中でどうあるべきなのかはやっぱり町民の皆さんからいろんな意見はいただきます。ただ、踏み切るのは行政でやっぱりある程度踏み切らなければならないと思いますので、庁舎内、それから町の関連施設、幼稚園、保育園等の施設についてはご遠慮申し上げてつくらないということもやっぱりこれからの時代にはそれにふさわしい考え方ではないか。やっぱり交流人口の拡大を図るという意味でいけば遊樂里と大平山荘、しらい自然館等の喫煙室についてはまだ課題が残っているという、そのように思っているところです。

委員長（松永裕美君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） ありがとうございます。

それでは、15ページにふるさとづくり寄附金の返礼品等で150万円ほど載っておりますけれども、一般行政報告の中では、これは等でありますので、これの中身はまた別になると思うのですけれども、ふるさとづくり、一般行政報告の中では3億5,000万円ほどの数字が出ておりますが、今回の歳入については載っておりません。載っていないのに返礼品の部分は概要のほうを見ても出ておりますので、その辺はどうなっているのか伺います。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

今回報償費、事業協力謝礼ということで150万円の補正でございます。内訳といたしましては、地域おこし協力隊の謝礼にかかわる分がマイナスの200万円、それからふるさとづくり寄附金返礼品にかかわる部分が350万円の補正という中身でございます。トータル150万円の補正という内容でございます。今回ふるさとづくり返礼品の350万円の補正につきましては、うちの遊佐町のふるさと納税につきましては米を中心に返礼品を送っているわけでございますけれども、その米価の値上がり分、それから新規にお願いした事業所分の米価上乘せ分、合わせて350万円を補正させていただいたという内容でございます。あと、歳入は補正してございませんけれども、その他の部分について組みかえをいたしまして、今回返礼品の分、報償費を補正させていただいたという内容になってございます。

委員長（松永裕美君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 今回寄附金、幾ら入ったのですか。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

これは2月末現在の数字でございますけれども、寄附を得た件数におきまして2万9,160件、寄附額で3億5,137万4,225円という寄附金になってございます。

委員長（松永裕美君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 3時になりましたので、終わります。半端ですが。

委員長（松永裕美君） これで10番、土門治明委員の質疑は終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（松永裕美君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

委員長（松永裕美君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。本特別委員会に審査を付託された議第2号 平成29年度遊佐町一般会計補正予算（第7号）、議第3号 平成29年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議第4号 平成29年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議第5号 平成29年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議第6号 平成29年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第7号 平成29年度遊佐町水道事業会計補正予算（第4号）、以上6議案について、これを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（松永裕美君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の委員長は直ちに委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩といたします。

（午後3時03分）

休

憩

委員長（松永裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時30分）

委員長（松永裕美君） 報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

富樫議会事務局長。

局長（富樫博樹君） 報告書案文を朗読。

委員長（松永裕美君） 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（松永裕美君） ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午後3時32分）

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

平成30年3月6日

遊佐町議会議長 堀 満 弥 殿

補正予算審査特別委員会委員長 松 永 裕 美